

4. 臨床実習モデルプランの試行と学修成果の検証

4.1. 概要

大阪リハビリテーション専門学校（以下、本校）のカリキュラムでは、1～2年次に段階的に実習を経験し、各実習後には客観的臨床能力試験（以下、OSCE）によって到達レベルを確認し、学生個々の課題を明らかにして指導を行っている。授業科目である臨床ゼミナールでは、模擬症例を用いた問題解決型学習（PBL）により、臨床的な思考過程を養っている。従って、3年次に進級する段階で、臨床実習に臨む為に必要な最低限の能力を習得していることを目標としているのだが、学生個々の課題や不安を抱える学生が少なくない。このような学生に対しては、臨床実習における経験を通じて、実習指導者の下で成長を期待する一方で、学習が円滑に進まなくなる事態が生じる可能性が高いと判断する場合がある。このように不安を抱えながら臨床実習に臨む学生に対する効果的な指導方法を模索し、専任教員が積極的に現場での指導に参加し、実習指導者との連携を密にした「臨床実習モデルプラン（以下、モデルプラン）」を提案した。平成28年度、本校の臨床実習において試行的に実施した結果を分析し、今後の臨床実習指導の在り方について検討する。

4.2. モデルプランの実施方法について

対象は本校理学療法学科第3学年10名を対象とした。実習施設と実習期間は、A病院（8週間：2名）、B病院（3週間：1名、8週間：4名）、C病院（3週間：2名）、D病院（8週間1名）とした。対象学生1名に対して、専任教員1名が担当となり、実習開始前の実習目標・実習内容計画の指導から始まり、実習期間中の実習訪問、実習終了後の総括までを実施した。

今回のモデルプランは、臨床実習指導者との連携を強化することに重点があり、実習開始前の事前訪問では、それまでの学習経過から学生特有の課題を提示し、実習指導者と共に、実習計画を立案した。実習開始後は、原則的に1週目、2週目、4週目、6週目、8週目に訪問する計画を立てた。実習訪問時には、専任教員が把握している学生の状況と照らし合わせながら、現状の課題と対応策を具体的に検討した。場合によっては、実習終了後や休みを利用して学校で補完的な指導を実施した。また学生が担当している症例についても、専任教員が積極的に情報収集して理学療法士の視点から理解し、実習指導者の指導内容に沿って補足的に指導を実施した。

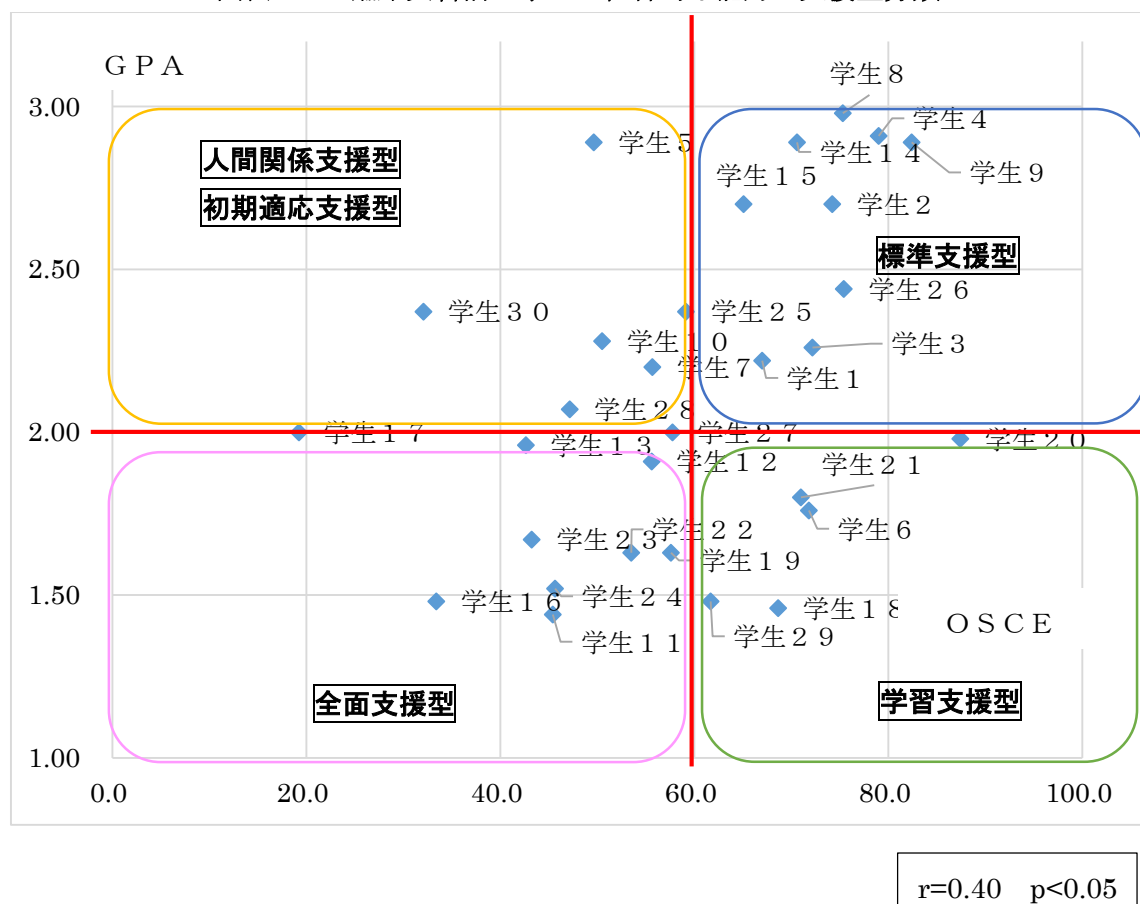
専任教員が実施した指導内容については、随時、実習指導者に経過報告し、学習の進み具合、理解の程度、抱えている課題や不安などについて、専任教員の立場からの見解も含めてリアルタイムに共有し、指導計画に反映させた。

4.3. モデルプランの対象学生の抽出と判断基準について

3年次の臨床実習配置を計画する為の判断材料として、2年次の科目成績をGPA (Grade Point Average) で算出した値と、9月及び12月に実施した2回のOSCEの平均点を用いた。本校における科目成績は100点～80点 (優)、79点～70点 (良)、69点～60点 (可)、59点以下 (不可) とし、優を3点、良を2点、可を1点、不可を0点と換算し、(単位数×評定点数)/総履修単位数で算出する。つまり全科目が (優) であればGPAは3点、全教科 (可) であればGPAは1点となる。

学生の総合的な能力判定について、GPAを用いて認知領域を、OSCEを用いて精神運動領域、情意領域の指標とし、GPAが2点以上かつOSCEが60点以上のカテゴリーを臨床実習に必要な最低限の能力を習得したものとして標準支援型とした。このGPA2点、科目成績60点を基軸として、他のカテゴリーを全面支援型、学習支援型、初期適応支援型、人間関係支援型と定め、代表的な学生を数名選出した。GPAの値とOSCEの点数には弱い相関がみられた ($r=0.4$)。

図表 4.1 臨床実習前の学生の総合的な能力と支援型分類



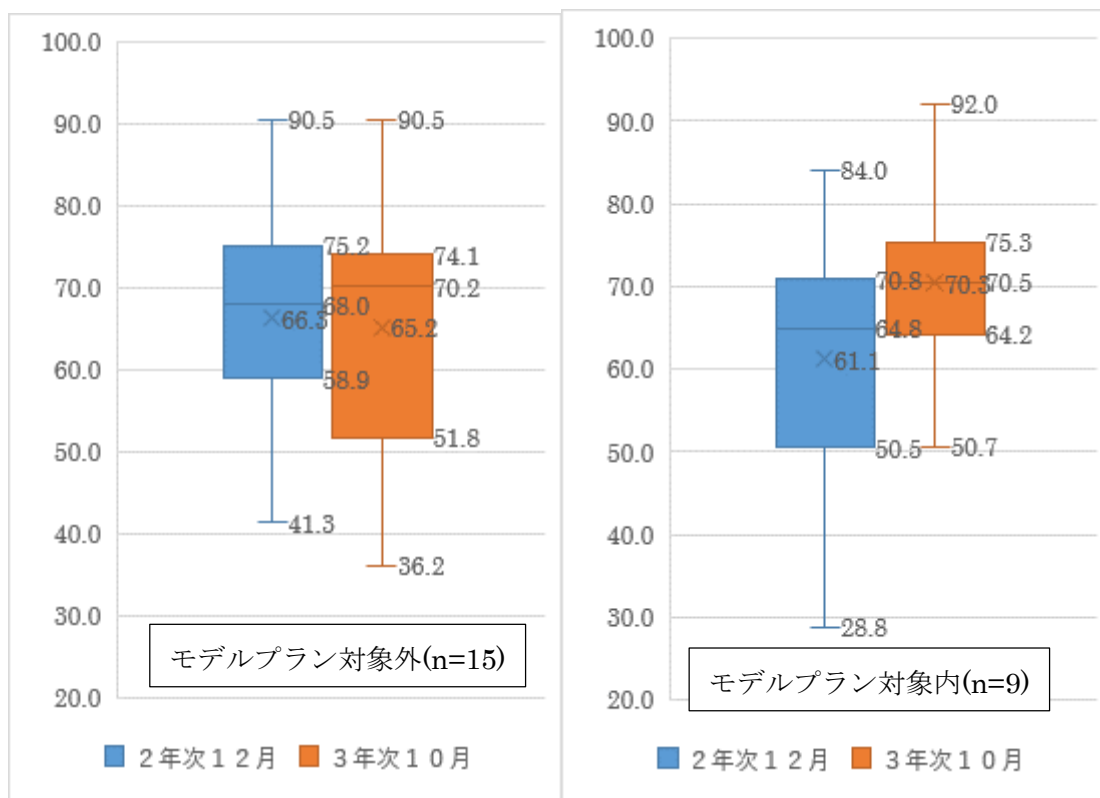
4.4. モデルプランによる教育効果の検証について

臨床実習における教育効果を検証する指標の一つとして、臨床実習Ⅰ～Ⅳを履修した24名を対象として、3年次10月に、2年次12月OSCEと同一模擬症例を用いて、再度OSCEを実施した。その結果、モデルプラン対象外群（15名）とモデルプラン対象群（9名）の両群ともに、2年次12月より、3年次12月OSCEの方が総得点の中央値の上昇が認められた。3年次10月の点数に注目すると、両群の中央値は70.2点、70.5点と近似していた（図表4.2）。

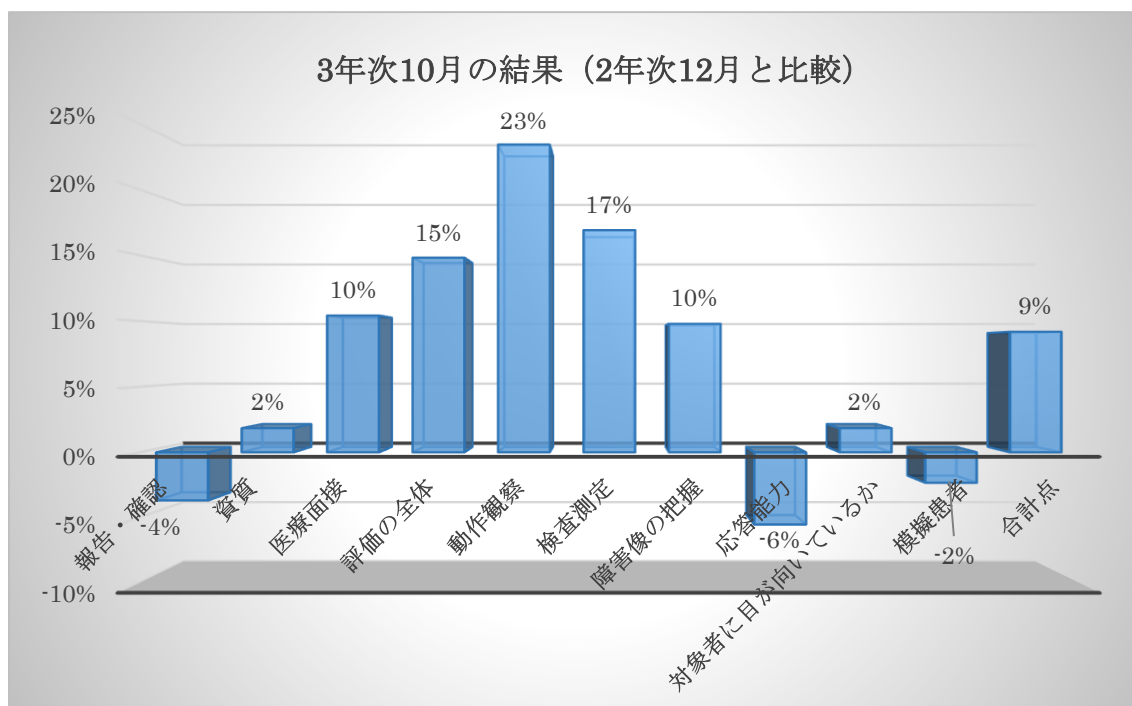
次に、モデルプラン対象内群における、評価項目別得点率については、医療面接の実施、動作観察の実施、検査測定の実施、障害像の把握などの項目において上昇が大きく、理学療法プロセスを実施するために必要な専門的知識・技術の習得において成長したことが示唆される。一方で、報告・確認、応答能力など、臨機応変に求められる思考や行動、そして学生の本質的なコミュニケーション能力については成長過程であり課題を残す結果となった（図表4.3）。

学生別の2年次12月OSCE、3年次10月OSCEの総合得点の比較によると、得点が増加した者が12名、低下した者が12名となった（図表4.4）。その中で、支援型別に特徴的であったのは、初期適応支援型・人間関係支援型の4名全員が点数の上昇が認められ、特に3名は、点数の大幅な上昇が見られた。我々の過去の調査から、臨床実習中に学生は様々な要因をきっかけに不安に陥り、学習が円滑に進まなくなることがあり、対人的要因の影響が大きいことが明らかになっている。今回のモデルプランにおいては、この点について効果をもたらす可能性が高いと考えられる。教員が頻回に現場に足を運ぶことにより、直接的に顔を合わせて相談できる安心感、自身の学習経過や実習指導者との関係構築について、時には指導者には確認しにくい内容も教員を通じて確認でき、今後の目標が明確になることで、学生の学習意欲に良い影響を及ぼしたものと考えられる。標準支援型の3名、学習支援型の2名については、総得点の変化に一定の傾向はなく、各個人において異なる特徴を示した。また、今年度は臨床実習を途中で中断することになった学生が2名存在する。2名共に全面支援型に属していた学生であり、1名はモデルプラン対象であった。8週間の実習において基本的な知識、技術の未熟さが露呈し、対象者や指導者との良好な関わりも構築できず、自ら納得の上で継続を断念し、次年度に向けて再学習をすることになった。全面支援型に属する学生の進級判定やモデルプランも含めた臨床実習での指導方法については、今後の課題となった。

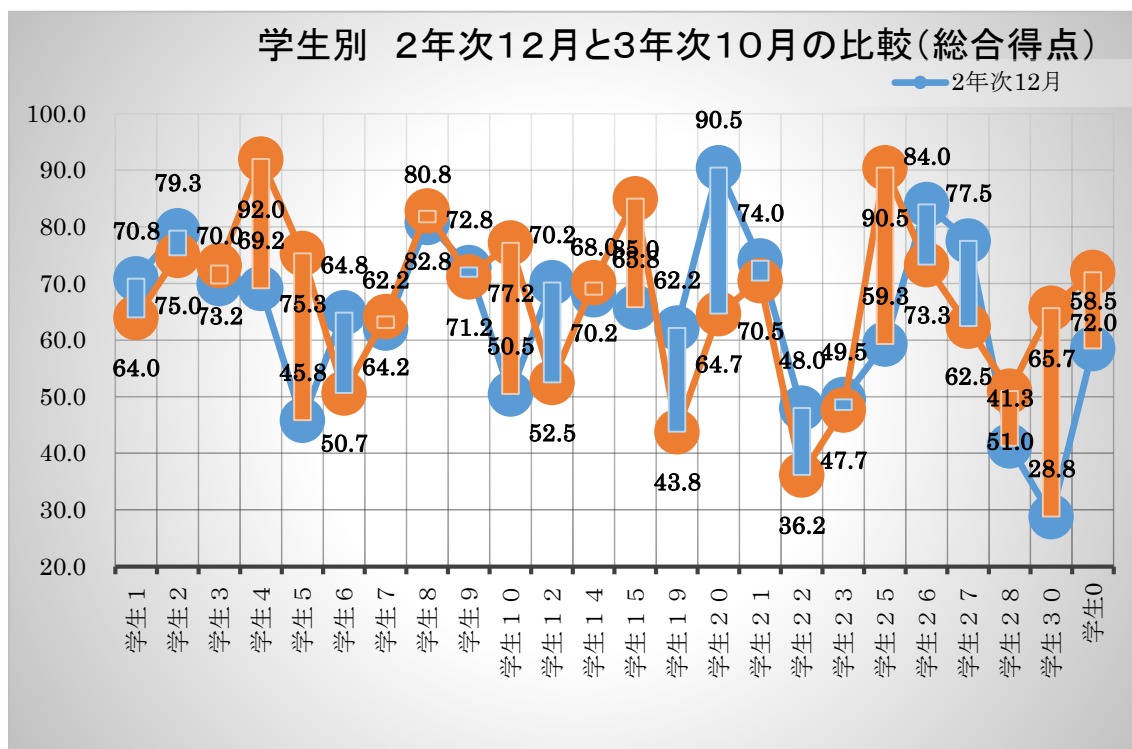
図表 4.2 2年次と3年次のOSCE総得点



図表 4.3 OSCE評価項目別得点率の比較（モデルプラン対象内）



図表 4.4 学生別のOSCE総得点の比較



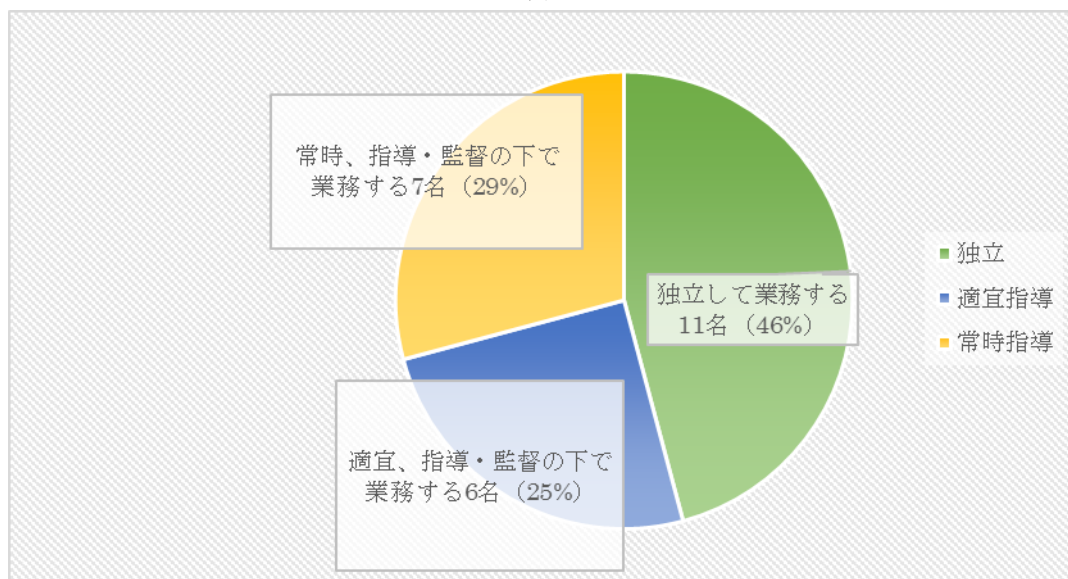
4.5. 卒業時の到達レベルについて

専門学校（職業実践専門課程）における教育の成果として、より実践力を身に付けた人材の輩出が求められており、本校の目指す卒業時の到達レベルは、独立して業務を行うレベルもしくは、適宜指導・管理の下で業務を行うレベルとしている。今回、本校学生の卒業直前時期の臨床的能力について分析し、卒業時の到達レベルについて検証を行った。対象は3年次臨床実習Ⅰ～Ⅳを全て履修した学生24名とした。方法は3年次10月のOSCEを評定した実習指導者2名に対して「この学生が、先生の職場に就職してくると想定して、以下の設問に回答下さい。卒業直前の時点として、学生の到達レベルをどのように感じられましたか。」と質問し、次の3段階から一つを選んでもらった。

1. 入職直後から、独立して業務を任せるレベルであると感じる。（リスクの低い症例であれば、まずは担当を1人で行わせ、必要に応じて助言を行うレベル）
2. 入職後一定期間は、適宜指導・管理の下で業務を任せるレベルであると感じる。（症例の担当は限定的に開始し、一定期間は計画的な指導を行うレベル）
3. 入職後一定期間は、常時指導・管理の下で業務を任せるレベルであると感じる。（当面は症例を担当せず、診療の見学等から開始して、個別指導を行うレベル）

結果は、24名中7名が、本校の目標とする段階に至らないと判定された（図表 4.5）。

図表 4.5 卒業時の到達レベル



該当する学生の内訳は5名が全面支援型に属し、1名が学習支援型、1名が標準支援型に属しており、臨床実習における課題を事前に予測していたが、教員側のマンパワーの不足、臨床実習施設の受け入れ体制の不足が理由となり、2名以外はモデルプランの対象から漏れることとなった学生であった。モデルプラン対象外となった5名は実習全期間を通じて、学習が滞ることの無い様には支援することが出来たが、学生個々の課題に対しては、十分な成長の促しが出来ず、目標とする臨床的能力の習得には至らなかった結果として受け止めた。

モデルプランに該当した2名の内、標準支援型に属していた1名については、GPAで判断する基本的な知識面、OSCEで判断する基本的な臨床能力のいずれを鑑みても、実際に3年次の臨床実習で生じた困難な状況は、我々の予測範囲を超えていた。実際の対象者や指導者との関わりを通じて、毎日の学習を積み重ねていく経過において、自己努力を継続できず、成長の妨げとなった。GPAやOSCE等の客観的評価とは異なる、教員との継続的な関わりにおける学習機会から、学生の課題を予測的に見極めなければならないことが明らかとなった。さらには、課題を自己認識させるまで徹底した取り組みの必要性を改めて感じる結果となった。もう1名は学習支援型に属しており、GPAは低いものの、OSCEでは基準以上の結果を残していた。しかしながら、臨床実習において、実際の対象者から収集できる一つ一つの情報を統合し、具体的な障害像を構築することが難しく、一連の理学療法過程の理解を深め、1人で進めていくレベルに到達することが困難であった。この2名の状況を鑑みると、学内で専任教員が継続的に関わり、指導する作業の繰り返しから、潜在的な課題を顕在化していくことの重要性を感じるとともに、学生の課題を見極め、具体的な指導を行う為の教育力を磨いていかなければならないと感じる。

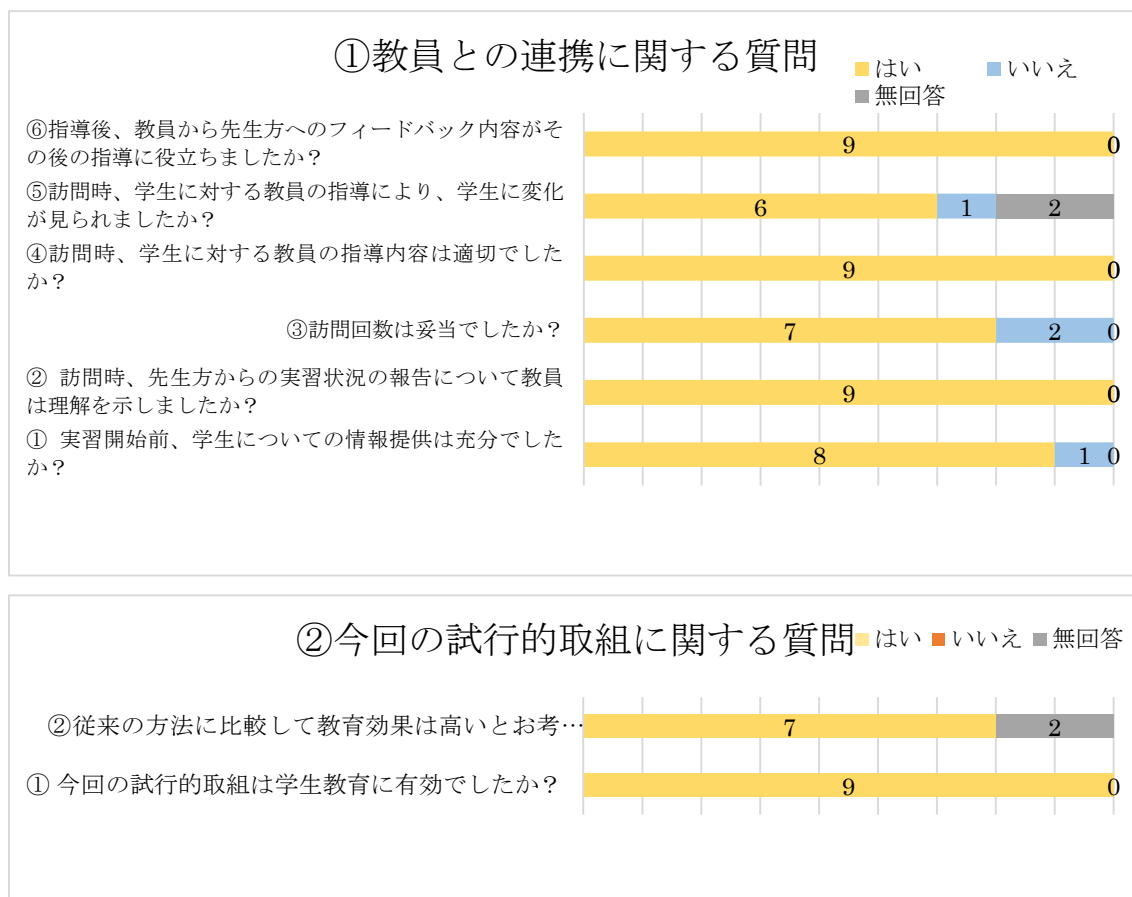
一方、モデルプラン対象の9名中8名が目標とする到達レベルに至ったことは、モデル

プランを中心とした、本校の臨床実習教育の大きな成果と考える。今後も、1人でも多く、このような成果に結び付けたい。

4.6. 臨床実習指導者からのご意見

モデルプランにて学生指導を主担当して頂いた9名の実習指導者に対してアンケート調査を行った。1つ目は教員との連携に関する質問を行った。いずれも肯定的な回答が多かったが、訪問回数に対しては、学生の状況次第で減らしても良いのではとの回答があった。2つ目はモデルプランの意義に関する質問を行った。学生指導に有効であるかの質問に対しては9名全員から肯定的な回答を得ることができ、教育効果についても肯定的な回答を得たが、学生の課題による効果の違いを感じられている回答も得た。(図表 4.6)

図表 4.6 モデルプラン実施における臨床実習指導者側からのご意見



(自由記載欄)

質問6. 今回の取り組みで良かった点を記入ください。
バイザーには言いにくくても、教員には言いやすいということも考えられ、学生・バイザー・教員で進捗具合や解釈の程度をタイムリーに把握できた。
訪問回数が週1回なのは学生の変化が解りやすかったと思います。
困った時の方向修正が容易になると考えられます。学生だけでなく、教える側も安心感がもてます。現状の到達点と今後の目標を確認できるので、指導する事が明確になりました。
定期訪問については、教員を通して学生指導及び学生からの考えの伝達にて有用であった。指導者から一方向な指導にならずに行えた。
訪問日数が多いことで学生・教員・バイザーとの間に共通認識がもてたこと。到達度評価表により現在の学生の状況を確認することが出来ました。
2週ごとに担当教員が訪問されることで学生の情意面をサポートして頂けることが最も良い点である。SVとしても学生の成長(変化)を継続的に記録できることや教員とのディスカッションを通して客観性を高めることが出来ると思います。
教員とバイザー間での学生の状況を共通認識できることで指導方法や方針が同じ方向に向くことが出来ました。
長期実習の間で、学生の現時点での実習状況の把握、振り返りなどをみながら進めていくことができた。学生の出来ている所、出来ていない所を詳細に担任へ伝えることが出来る。
質問7. 今回の取り組みで悪かった点や課題など忌憚のない意見をご記入ください。
悪かった点ではありませんが、教員からバイザーへの指導があったのかわかりにくかったです。特にOCR出身の新人セラピストがバイザーをしている場合は、どんどん指導を入れて頂きたいです。
バイザー・教員間での情報共有は密にすることが出来た。結果、学生の不安も少なくなったと思う。一方で、中間評価としての追加は負担として捉えるバイザーもいると思われる。
時間的・量的な負担が多い。評価表について、結果的に変化などを見ることに関して有用だが、途中経過中で活用できなかった。
共通認識がもてたが学生の行動には反映することが難しかった。課題を明確化することは行えても、そこからの取り組み変化を与えることが出来ませんでした。
臨床業務が過密である施設では、4回の訪問が業務に支障をきたすこともありうる。
学生自身が自分の能力について客観的に分析することが難しいと思います。到達度評価表などで自分が持っている能力を確認してもらうことで課題の取り組みが明確化されてくるのではないかと思います。
従来の方法では、「興味」「経験することが出来る」という到達目標であるが、到達度評価表においての課題は、「説明できる」「実施できる」というところであり、少し難易度の高さを感じます。

4.7. まとめ

平成 28 年度試行的に実施した臨床実習モデルプランは、一定の学修成果を得ることができ、様々な課題が指摘されている理学療法分野の臨床実習教育において、教員介入型の臨床実習指導を実施することの意義を示した。臨床実習での経験を通じて、学習を円滑に進め、実践的な能力を習得することを促進することができる教育手法として、今後も継続して実施したいと考えている。

総括として、この臨床実習モデルプランを実施することにより、卒業時に学生が習得する臨床能力を、現場で求められるレベルにまで養うことや、臨床実習の途中でリタイアする学生の抑制等に対して、真摯に取り組まれていることを正当に評価し、推進していくことが極めて重要であることが改めて感じられた。そして職業実践専門課程における第三者評価基準において、これらを反映した教育の実践と学修成果の項目を中心に位置づけることの意義を見出すことができた。

5. 第三者評価基準の見直し・整備（2016 年度版策定）

5.1. 第三者評価基準（2015 年度版）の改正点

第 3 章で報告した第三者評価の実証的实施、及び第 4 章で報告した臨床実習モデルプランの試行とその検証結果を踏まえ、「第三者評価基準（2015 年度版）」の見直しと改正を実施した。以下、その検討内容と結果について説明する。

5.1.1. 大項目

10 の大項目については、受審校側、評価員側のいずれから「妥当」との判断・意見が示されていることから、この設定で継続することとした。

5.1.2. 評価判定基準

2015 年度版では、2014 年度版の 5 段階から 3 段階の判定基準に改訂した。この点について、受審校側、評価員側のいずれから「妥当」との判断・意見が示されていることから、この設定で継続することとした。

図表 5.1 3 段階の判定基準

基準 1～6・10 の 3 段階判定基準

- 3：基準を満たしており、成果を上げている
- 2：基準を満たしている
- 1：基準を満たしていない

基準 7～9 の 3 段階判定基準

- 3：素晴らしい独自の取組が実施されており、その取組で成果が上がっている
- 2：標準的な教育活動である
- 1：標準的な教育活動以下であり、その成果も上がっていない

5.1.3. 中項目

中項目は、2015 年度版の 57 項目に対して見直しを行い、新規に 3 項目を追加し 60 項目とし、さらに既存の 2 項目について文言を改めた。

5.1.3.1. 新規の項目追加

「基準 7 学修成果」に、7-2 及び 7-7 として以下の 2 項目、「基準 10 社会貢献・地域貢献」に、10-3 として以下の 1 項目を追加することとした。

図表 5.2 新規の追加項目

大項目	中項目	説明
基準 7 学修成果	7-2 卒業時の到達レベルから判断する学修成果	目標とする卒業時の到達レベル（臨床的能力）が明確に定められており、意図している学修成果があがっているか。
	7-7 卒業後の離職率	就職後、同一法人に継続して 3 年間勤務している卒業生の割合は、一定の水準を維持し、意図している学修成果があがっているか。
基準 10 社会貢献・地域貢献	10-3 地域に根差した人材の育成	卒業した専門学校（養成校）の所在地（都道府県）の企業に就職した卒業生の割合は、意図している水準を満たしているか。

「7-2 卒業時の到達レベルから判断する学修成果」は、卒業時点における臨床的能力の到達レベルが教育目標として明確に定められ、その水準に学生が達しているかどうかという視点から学修成果を評価する項目である。ここでは、臨床的能力の判定・評価手法として、OSCE等が想定されている。

「7-7 卒業後の離職率」は養成校を修了した後の初期キャリアという視点から学修成果を評価する項目である。ここでは、養成課程在籍時だけでなく就職後のキャリア形成までも視野に収めている。

専門学校の特色のひとつは、他の高等教育機関に比べて地域と密着した人材育成を行っている点にある。「10-3 地域に根差した人材の育成」は、このような専門学校の特色を踏まえて設定されている評価項目である。

5.1.3.2. 既存の項目の修正

「基準 7 学修成果」及び「基準 8 教育目標として設定した専門技術の習得」の各 1 項目について、その説明の文言を以下のように修正した。

図表 5.3 既存の項目の修正

大項目	中項目	説明
基準 7 学修成果	7-5 卒業生・就職先等関係者の意見等から判断する学修成果	(2015 年度版) 卒業生や就職先等の医療・介護福祉施設関係者からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。
		(2016 年度版) 卒業生の定期的な追跡調査などを実施し、卒業生や就職先の関係者から意見を聴取して、現場で求められる人材に成長しているかを判断して、意図している学修成果があがっているか。
基準 8 教育目標として設定した専門技術の習得	8-7 未習得者に再指導を実施する体制	(2015 年度版) 未習得者に再指導を実施する体制があるか。
		(2016 年度版) 臨床実習に臨む為に必要な知識・技術の未習得者に再指導を実施する体制があるか。

「7-5 卒業生・就職先等関係者の意見等から判断する学修成果」では、意見聴取の方法を例示する文言を追加すると同時に、現場の人的ニーズに対応した専門人材へと成長しているかどうかという判断の指標が新たに加わっている。

「8-7 未習得者に再指導を実施する体制」は、「未習得者」について養成課程の科目いずれかの未習得者ではなく、臨床実習に臨む上で必要となる知識・技術を習得できていない学生という意味に明確化した。

5.2. 第三者評価基準項目（2016 年度版）

次のページに「第三者評価基準（2016 年度版）」として策定した「第三者評価基準項目」を掲載する。上述した今年度の改正箇所には、アンダーラインが施されている。

なお、「第三者評価基準項目」を含む「第三者評価基準（2016 年度版）」の資料・書式等の一式は、本事業成果報告書の巻末にまとめて掲載している。

専修学校職業実践専門課程(理学・作業療法分野)第三者評価 評価基準項目(実運用版：2016 年度作成版)

【基準 1～6 及び基準 10】 評価 3：基準を満たしており、成果を上げている 評価 2：基準を満たしている 評価 1：基準を満たしていない。
 【基準 7～9】 評価 3：素晴らしい独自の取組が実施されており、その取組で成果が上がっている 基準 2：標準的な教育活動である
 評価 1：標準的な教育活動以下であり、その成果も上がっていない。

大項目	中項目	説明	評価	根拠資料
基準 1 目的・目標の設定 及び入学者選抜	1-1 養成する人材像の明確化	学校の目的・目標において、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとするセラピスト像等が、定められているか。	3 2 1	
	1-2 目的・目標の周知・公表	学校の目的・目標が、構成員（教職員および学生）に周知され、社会に広く公表されているか。	3 2 1	
	1-3 入学者受入方針の明確化と公表・周知	学校の目的・目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されているか。	3 2 1	
	1-4 入学者選抜の公正な実施	入学者受入方針に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。	3 2 1	
	1-5 入学定員と入学者数の適正化	入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないか。その状況になっている場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と入学者数との関係の適正化が図られているか。	3 2 1	
	1-6 質の高い学生の確保	質の高い学生の確保を目的に入試が選抜方法も含めて計画的に実施されているか。	3 2 1	
基準 2 学校運営	2-1 運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか。	3 2 1	
	2-2 運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか。	3 2 1	
	2-3 人事・給与制度	人事・給与に関する制度を整備しているか。	3 2 1	
基準 3 財務	3-1 財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務計画を議論しているか。	3 2 1	
	3-2 財務基盤の分析	学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか。	3 2 1	
	3-3 予算・収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか。	3 2 1	
	3-4 監査	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施しているか。	3 2 1	
	3-5 財務情報の公開	私立学校法に基づき財務情報公開体制を整備し、適切に運用しているか。	3 2 1	
基準 4 専修学校設置基準 及び理学療法士・ 作業療法士養成施設 指定規則との適合性	4-1 教職員の採用及び組織編制	教員組織および職員組織の編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教職員の採用および組織編制が行われているか。	3 2 1	
	4-2 必要数の教員確保	カリキュラムを遂行するために必要な教員が確保されているか。また、専門分野に関し教育上の指導能力があると認められる専任教員が、関係法令が定める数以上置かれているか。	3 2 1	
	4-3 カリキュラムの適切さ	授業科目が適切に配置され、カリキュラムが体系的に編成されているか。カリキュラムの編成や教育内容が、学生の多様なニーズ、医療・介護福祉分野の動向、社会からの要請等を反映したものになっているか。また、教育内容が理学療法士、作業療法士養成施設指定規則、別表第 1、第 1 の 2、または、別表第 2、第 2 の 2 に定めるもの以上となっているか。	3 2 1	
	4-4 時間割設定の適切さ	学生の履修単位に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。	3 2 1	
	4-5 履修指導・学習相談の適切な実施	学生の履修指導および学習相談・助言が、学生の過去の履修歴や社会経験を踏まえて適切に行われているか。	3 2 1	
	4-6 施設・設備の整備と活用	カリキュラムに対応した施設・設備（図書室、視聴覚資料や機器、その他の教育上必要な資料を含む）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備の整備は、理学療法士、作業療法士養成施設指定規則に定めるもの以上になっているか。	3 2 1	
	4-7 就職活動に対する支援の適切な実施	学生支援の一環として、学生がその能力および適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、就職ガイダンス、求人票の整理、就職情報の開示、個別面談による相談などが適切に行われているか。	3 2 1	
	4-8 成績不振者への支援体制の整備	成績不振などにより、個別に学習支援が必要と考えられる学生に学習支援の実施体制が整備されているか。	3 2 1	
基準 5 職業実践専門課程	5-1 教育課程編成委員会等の適切な運営	教育課程編成委員会等の委員構成が適切であり、委員会が適宜開催され、その結果がカリキュラム等の内容に反映されているか。（な	3 2 1	

の認定要件の適合性		お、教育課程の編成内容に関しては、基本的な観点 2-2～2-5 において評価する。)		
	5-2 医療・介護福祉施設と連携した実習・演習等の有効な実施	医療・介護福祉施設と連携した実習・演習等が適切に実施され、カリキュラム編成の中で有効に機能しているか。基礎分野、専門基礎分野、専門分野の3つの分野が有機的に結びつきながら学び、最終学年では臨床実習を中心に学ぶ構成になっているか。	3	2 1
	5-3 教育活動等の情報の公表	教育活動等に関する情報が、ホームページ等により適切に公表されているか。	3	2 1
	5-4 医療・介護福祉施設の人材育成のニーズの把握	医療・介護福祉施設の人材育成のニーズに対応するため、関連業界等主催の学会、研修会に教員が積極的に参加しているか。また、学校が組織的・継続的に教員が研修に参加することが出来る援助体制がとれているか。	3	2 1
	5-5 学会・講習会受講後の学内へのフィードバック体制	学会・講習会受講後、伝達講習会等で学内にフィードバックする体制が整っているか。	3	2 1
	5-6 学外の専門家の学内教育の参画	学外の専門家を学内教育に参画していただき相互の情報交換を実施しているか。	3	2 1
基準 6 内部質保証	6-1 自己点検・評価及び学校関係者評価の組織的な実施	学生受入の状況、教育の状況および成果や効果について、自己点検・評価および学校関係者評価が組織的に行われているか。その際、学生からの意見、学外関係者の意見や専門職域に係わる社会のニーズが、自己点検・評価および学校関係者評価が組織的に適切に行われているか。	3	2 1
	6-2 自己点検・評価及び学校関係者評価の結果の公開	自己点検・評価および学校関係者評価の結果が学校内および社会に対して広く公開されているか。	3	2 1
	6-3 自己点検・評価及び学校関係者評価の結果に基づく組織的な改善の取組	自己点検・評価および学校関係者評価の結果がフィードバックされ、教育の質の改善・向上のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。	3	2 1
	6-4 FD・SD の組織的な実施	企業等と連携した組織的な教員研修（ファカルティ・ディベロップメント）および職員研修（スタッフ・ディベロップメント）が適切に実施されているか。	3	2 1
	6-5 FD・SD の組織的な実施の結果に基づく組織的な改善の取組	教員研修や職員研修の結果が、教育の質の改善・向上に有効に機能しているか。	3	2 1
基準 7 学修成果	7-1 単位取得・進級・退学・卒業等から判断する学修成果	単位修得の状況や、進級率、退学率、卒業率（入学者が修業年限で卒業した人数）の水準は、意図している学修成果があがっているか。	3	2 1
	7-2 卒業時の到達レベルから判断する学修成果	目標とする卒業時の到達レベル（臨床的能力）が明確に定められており、意図している学修成果があがっているか。	3	2 1
	7-3 資格修得から判断する学修成果	国家試験合格率は全国平均と比較して、意図している学修成果があがっているか。	3	2 1
	7-4 学生による授業評価等から判断する学修成果	授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、意図している学修成果があがっているか。	3	2 1
	7-5 卒業後の就職状況等から判断する学修成果	卒業後の進路の状況等や就職率は学校が定めた水準で、その実績や成果から判断して、意図している学修成果があがっているか。	3	2 1
	7-6 卒業生・就職先等関係者の意見等から判断する学修成果	卒業生の定期的な追跡調査などを実施し、卒業生や就職先の関係者から意見を聴取して、現場で求められる人材に成長しているかを判断して、意図している学修成果があがっているか。	3	2 1
	7-7 卒業後の離職率	就職後、同一法人に継続して3年間勤務している卒業生の割合は、一定の水準を維持し、意図している学修成果があがっているか。	3	2 1
基準 8 教育目標として設定した専門技術の習得	8-1 医療面接技術の習得	実習に臨む前の学生として、面接の目的、面接技法について理解し、対象者と良好な人間関係構築ができるレベルに技術が習得されているか。	3	2 1
	8-2 診療記録や他職種からの情報収集と収集	診療記録や他職種からの情報収集と収集した情報の統合ができるレベルに技術が習得されているか。	3	2 1

	した情報の統合			
	8-3 評価技術の習得	障害を理解する為の評価技術（関節可動域測定、筋力測定、感覚検査など）は習得されているか。	3 2 1	
	8-4 得られた結果を基に統合と解釈する能力の習得	得られた情報や結果を基に、障害を理解する為、統合と解釈する能力は習得されているか。	3 2 1	
	8-5 治療目標の設定	障害を理解し、予後を予測し、治療による改善性を考察し、妥当な治療目標を設定する能力は習得されているか。	3 2 1	
	8-6 治療プログラムの立案と実施する能力の習得	治療目標を達成させるための治療プログラムの立案と実施する能力は習得されているか。	3 2 1	
	8-7 未習得者に再指導を実施する体制	臨床実習に臨む為に必要な知識・技術の未習得者に再指導を実施する体制があるか。	3 2 1	
	8-8 臨床実習前の時期に臨床経験を考慮した教育	臨床実習前の時期（1 年次・2 年次）に臨床経験を考慮した教育を実施しているか。	3 2 1	
基準 9 臨床実習における 産学連携	9-1 臨床実習前の学生の到達レベルのチェック	臨床実習に臨む前の学生の知識・技術・資質面の到達レベルのチェックは臨床実習指導者や卒業生が評価に入って O S C E 等を実施しているか。	3 2 1	
	9-2 学生の到達レベルのチェック体制の連携	O S C E 等の学生の到達レベルをチェックする体制は、教員と医療・介護福祉施設のセラピストにより構成されているか。	3 2 1	
	9-3 臨床実習目前に意見交換の場の設定	臨床実習指導者会議等で、実習開始前に、実習の各期の目的、到達目標、学生の現状について十分に討議が実施されているか。	3 2 1	
	9-4 意見交換の場での討議の充実	臨床実習指導者会議等で討議された内容が、臨床実習での学生への指導に反映されているか。	3 2 1	
	9-5 臨床実習指導者と教員との緊密な連携体制	臨床実習指導者と教員とが緊密に連携し、指導方法について、情報を共有した上で、学生の課題を明確にし、実習指導が実施されているか。	3 2 1	
	9-6 教員の臨床実習施設での学生指導の参加体制	臨床実習施設の臨床現場での教員の学生指導の参加体制が可能な範囲で整備されているか。	3 2 1	
	9-7 学生に対する実習評価について臨床実習指導者の理解	学生に対する実習評価について臨床実習指導者が評価項目について、臨床実習指導者の理解を得ているか。	3 2 1	
	9-8 学生に対して、課題をフィードバックする体制	評価された課題を学生に対して、フィードバックする教育体制があるか。	3 2 1	
	9-9 臨床実習施設間での学生指導の連携	次期実習に向けて、臨床実習施設間での学生の課題や現状について報告する体制を有しているか。	3 2 1	
基準 10 社会貢献・地域貢献	10-1 社会貢献・地域貢献	学校の教育資源（人材・設備等）を活用した社会貢献、地域貢献等を行っているか。	3 2 1	
	10-2 ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか。	3 2 1	
	10-3 地域に根差した人材の育成	卒業した専門学校（養成校）の所在地（都道府県）の企業に就職した卒業生の割合は、意図している水準を満たしているか。	3 2 1	

【参考資料】

- ・平成 26 年度文部科学省受託事業「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」第 2 回連絡調整会議 各コンソーシアム取組事例
- ・専修学校職業実践専門課程（美容分野）第三者評価試行 評価基準要綱（素案）
- ・柔道整復師養成分野における第三者評価基準一覧表（試案）
- ・特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構 専門学校等第三者評価
- ・一般社団法人リハビリテーション教育評価機構 認定審査

6. 評価者育成カリキュラムの開発

第三者評価の実運用では、第三者評価を担当する評価者の育成と確保が重要な課題となる。評価者には、機関別評価・分野別評価の評価項目・基準に関する理解や、評価実施の手順・方法の習得の他、評価者としての基本的な態度・姿勢も要求されることになる。そこで本事業では、評価者に求められる専門的な知識・技術、態度についてスキル要件として系統化し、これをベースとして、第三者評価の評価者育成カリキュラムの開発を実施した。

本章では、まず評価者のスキル要件を報告した後、評価者育成のモデルカリキュラムについて説明する。次に、モデルカリキュラムに基づく評価者育成研修の実施に際して利用する研修用教材（試行版）を報告する。最後に、評価者育成のモデルカリキュラムの検討において収集・活用した評価者研修等に関する大学等の先行事例を参考資料として提示する。

6.1. 評価者スキル要件

本節では、職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）の第三者評価に従事する評価者に求められるスキルの要件（評価者スキル要件）について整理・体系化する。

6.1.1. 基本方針

評価者スキル要件の整理・体系化にあたっては、以下に示す基本方針に従い実施することとした。

① 実施アプローチ・方法

本章の第4節「評価者育成検討のための基礎資料」で提示している先行事例、及び平成26年度・27年度の文部科学省委託事業として実施した「理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組」事業で得られた知見等を総合的に検証し、評価者に求められるスキル項目・内容を抽出、体系化する。

② 対象人材

第三者評価を実施する評価委員会の構成員となる評価員を対象として想定する。評価委員会を主導する委員長（評価リーダー役）は、ここでは対象としない。

③ スキルの構造

評価者に求められるスキルは多面的であることから、ここでは「知識」「技術・技能」「態度」という3つの領域に大きく区分し、それぞれについて能力要件を整理・体系化する。

④ 機関別・分野別評価の区分

求められるスキルのうち、特に「知識」については機関別評価と分野別評価で相違が

あるため、その区分を要件の規定で明確化する。

6.1.2. スキルの構造

前述の通り、ここでは評価者のスキルを「知識」「技術・技能」「態度」という3つの区分に沿って体系化する。それぞれの区分の概略を以下に記す。

① 知識

評価に関する事柄について理解している＝説明できるレベル。例えば、「第三者評価基準の各項目についての理解・知識を有すること」などがこれに該当する。

② 技術・技能

評価に関する行動を実際に実施できるレベル。例えば、「自己評価報告書を読み込み、その記載から“優れている点”について具体的な点を示して記述することができる」などがこれに該当する。

③ 態度

評価の実施に際しての態度や行動規範を身につけているレベル。例えば、「受審校担当者等の利害関係者と適切な関わりを維持して評価を実施する」などがこれに該当する。

6.1.3. スキル要件の定義

本項では、評価者のスキル要件を「知識」「技術・技能」「態度」に区分し、それぞれの定義を整理する。併せて、理学療法士・作業療法士及びその養成に係る「実務経験」についても規定する。

以下に、スキル要件として対象とした各項目を一覧で示す。

図表 6.1 スキル要件の項目一覧

区分	大項目	中項目
知識	I. 学校評価の知識	i. 学校評価の知識① 現状と課題 ii. 学校評価の知識② 種類と目的等
	II. 職業実践専門課程の知識	
	III. 第三者評価基準の知識	i. 第三者評価基準の知識 ii. 自己評価報告書の知識 iii. 第三者評価実施の知識

		iv. 第三者評価報告書の知識
	IV. 理学療法士・作業療法士養成の知識	i. 関連法規・規則の知識 ii. 教育上の分野特性の知識
技術・ 技能	I. 書面調査（自己評価報告書の評価）	i. 読み込み ii. データ分析 iii. 判断・評価 iv. 所見等の記述
	II. 書面調査（評価委員会の合議）	i. 説明のスキル ii. 傾聴と質問のスキル iii. 構造化と要約のスキル iv. チームワークのスキル
	III. 訪問調査	i. 担当者インタビューのスキル ii. 在校生インタビューのスキル iii. 視察のスキル iv. 調査結果とりまとめのスキル
	IV. 第三者評価報告書作成	i. 報告書（案）作成のスキル ii. 報告書（最終版）作成のスキル
態度	I. 評価者としての倫理	i. 倫理の知識 ii. 倫理に従った行動・態度・姿勢
	II. 評価者としての法令遵守	i. 法令遵守の知識 ii. 法令遵守の行動・態度・姿勢

6.1.3.1. 知識

(1) 学校評価

【機関別・分野別共通】

I. 学校評価の知識

評価者に共通して求められる学校評価に関する全般的な知識

i. 学校評価の知識① 現状と課題

学校評価（制度）の現状・課題等の全般について、評価者として習得しておくべき知識

- 1) 学校評価の意義・目的について説明できる
- 2) 専修学校における学校評価のこれまでの経緯・現状について説明できる
- 3) 大学等における学校評価のこれまでの経緯・現状について説明できる
- 4) 専修学校における学校評価の課題・展望について説明できる
- 5) 大学等における学校評価の課題・展望について説明できる

ii. 学校評価の知識② 種類と目的等

学校評価の種類について、第三者評価の評価者として習得しておくべき知識

- 1) 自己点検評価の意義・目的について説明できる
- 2) 自己点検評価の実施方法について説明できる
- 3) 自己点検評価の結果の活用方法について説明できる
- 4) 学校関係者の意義・目的について説明できる
- 5) 学校関係者評価の実施方法について説明できる
- 6) 学校関係者評価の結果の活用方法について説明できる
- 7) 第三者評価の意義・目的について説明できる
- 8) 第三者評価の実施方法について説明できる
- 9) 第三者評価の結果の活用方法について説明できる
- 10) 認証評価制度・認証評価機関について説明できる

(2) 職業実践専門課程の知識

【機関別・分野別共通】

II. 職業実践専門課程の知識

職業実践専門課程について、評価者として習得しておくべき知識

- 1) 職業実践専門課程創設の経緯について説明できる
- 2) 職業実践専門課程の認定要件（規程）について説明できる
- 3) 職業実践専門課程の認定の現状について説明できる

(3) 職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）の第三者評価の知識【機関別・分野別】

【機関別・分野別共通】

Ⅲ. 第三者評価基準の知識

職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）の第三者評価基準、自己評価報告書、第三者評価報告書等、当該第三者評価に特化した知識

i. 第三者評価基準の知識

職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）の第三者評価基準について、評価者として習得しておくべき知識

- 1) 基準項目（大項目 10）の構成について説明できる
- 2) 機関別評価の基準項目（中項目）の意図・内容について説明できる
- 3) 分野別評価の基準項目（中項目）の意図・内容について説明できる
- 4) 評価の基本方針について説明できる
- 5) 機関別評価における段階評価の判断基準について説明できる
- 6) 分野別評価における段階評価の判断基準について説明できる
- 7) 他の機関別評価の事例について、その概要を説明できる
- 8) 他の分野別評価の事例について、その概要を説明できる

ii. 自己評価報告書の知識

職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）の第三者評価における自己評価報告書について、評価者として習得しておくべき知識

- 1) 自己評価報告書の構成について説明できる
- 2) 自己評価報告書の作成上の留意事項について説明できる
- 3) 各基準項目に対応する根拠資料・データについて説明できる
- 4) 各項目の記載事項として想定される内容を例示して説明できる

iii. 第三者評価実施の知識

職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）の第三者評価の実施手順・体制について、評価者として習得しておくべき知識

- 1) 第三者評価実施の体制（実施側）について説明できる
- 2) 第三者評価実施の体制（受審校側）について説明できる
- 3) 第三者評価実施の手順・流れについて説明できる
- 4) 書面調査の目的について説明できる
- 5) 書面調査の実施上の留意事項について説明できる
- 6) 訪問調査の目的について説明できる
- 7) 訪問調査の実施上の留意事項について説明できる
- 8) 評価委員会の役割について説明できる
- 9) 評価委員会の実施上の留意事項について説明できる

	iv. 第三者評価報告書の知識 職業実践専門課程（理学療法・作業療法分野）の第三者評価報告書について、評価者として習得しておくべき知識
	1) 第三者評価報告書の構成について説明できる
	2) 第三者評価報告書の作成上の留意事項について説明できる

(4) 理学療法士・作業療法士養成の知識

	【分野別】
IV. 理学療法士・作業療法士養成の知識 分野別評価において評価者に求められる理学療法・作業療法分野の職業実践教育に関する知識	
	i. 関連法規・規則の知識 理学療法士・作業療法士養成に係る関連法規・規則等について、評価者として習得しておくべき知識
	1) 学校教育法の専修学校の規定について説明できる
	2) 専修学校設置基準について説明できる
	3) 理学療法士・作業療法士養成施設指定規則について説明できる
	ii. 教育上の分野特性の知識 理学療法・作業療法分野の職業実践教育に特徴的な事項に関する知識
	1) 理学療法士・作業療法士資格取得の現状・課題等について説明できる
	2) 学内教育の現状・課題等について具体例を示して説明できる
	3) 臨床実習の現状・課題等について具体例を示して説明できる
	4) 臨床実習を含む産学連携の現状・課題等について具体例を示して説明できる
	5) 教員研修の現状・課題等について具体例を示して説明できる

6.1.3.2. 技術・技能

(1) 書面調査（自己評価報告書の評価）

【機関別・分野別共通】	
I. 書面調査（自己評価報告書の評価）	
評価員単独による自己評価報告書の評価（書面調査）を行う上で求められるスキル	
i. 読み込み	自己評価報告書を評価基準、根拠資料・データと突き合わせながら読み込み、内容を把握するスキル
1)	評価基準に照らしながら自己評価報告書を読み込むことができる
2)	根拠資料・データに基づきながら記載事項の事実確認を行うことができる
3)	記載事項と根拠資料・データ、評価基準から優れている点を抽出できる
4)	記載事項と根拠資料・データ、評価基準から改善すべき点を抽出できる
5)	不明な点、説明が不十分な点、根拠資料が不足している点について抽出できる
ii. データ分析	根拠資料・データを精査するスキル
1)	根拠資料・データの過不足を確認することができる
2)	根拠資料・データの整合・不整合を確認することができる
iii. 判断・評価	評価基準に基づいて、各評価項目に対する評価を的確に判断するスキル
1)	評価基準に基づき、機能別評価項目の評価を判断できる
2)	評価基準に基づき、分野別評価項目の評価を判断できる
iv. 所見等の記述	自己評価報告書の記載に基づいて、判断・評価の理由・根拠の要点をまとめ記述するスキル
1)	優れている点について具体的な点を示して記述できる
2)	改善すべき点について具体的な点を示して記述できる
3)	不明な点、追加の根拠資料等が必要な点について記述できる
4)	自己評価報告書全体に対する総括的な所見について記述できる

(2) 書面調査（評価委員会の合議）

【機関別・分野別共通】

Ⅱ. 書面調査（評価委員会の合議）

評価員による合議の中で、各評価員の判断・評価、所見等を総合しながら委員会としてのひとつの見解を見出していく上で必要となるスキル

i. 説明のスキル

自分の判断・評価、所見等について他の評価員に対し明確に説明できるスキル

- 1) 自分の判断・評価について理由・根拠を明示して説明できる
- 2) 自分の所見等について理由・根拠を明示して説明できる

ii. 傾聴と質問のスキル

他の評価員の判断・評価、所見等を傾聴し必要に応じて質問をすることができるスキル。また異なる見解に対して相違・対立の解消を図るスキル

- 1) 他の評価員の判断・評価、所見等を傾聴することができる
- 2) 他の評価員の判断・評価、所見等に対して的確に質問することができる
- 3) 異なる判断・評価の調整に対して積極的に関与することができる

iii. 構造化と要約のスキル

議論全体の構図の整理や論点の絞り込みなどを行うスキル

- 1) 議論の内容を構造化し整理することができる
- 2) 訪問調査時の確認事項の要点をまとめることができる
- 3) 第三者評価報告書（案）への記載事項の要点をまとめることができる

iv. チームワークのスキル

評価員全員が一体的に議論を進めていく上で必要なチームワーク、コラボレーションのスキル

- 1) 他の評価員を尊重し、互いに協力して合議を進めることができる
- 2) 評価委員会全体としての合意の形成に積極的に関与することができる

(3) 訪問調査

【機関別・分野別共通】

Ⅲ. 訪問調査

受審校担当者へのヒアリングや施設・設備の視察を通して、より詳細な情報を収集し判断・評価を行うスキル

i. 担当者インタビューのスキル

受審校担当者等との直接的なやりとり（インタビュー）を通して、詳細な情報を収集・確認するスキル

- 1) 書面調査の結果に基づき、適切な質問項目を設定することができる
- 2) 受審校の担当者に対して効率よくインタビューすることができる
- 3) 提示される追加資料についての確に内容を把握・確認することができる
- 4) 受審校担当者等の回答を的確に記録することができる

ii. 在校生等インタビューのスキル

- 1) インタビュー開始時に在校生等が話しやすい雰囲気をつくることができる
- 2) 書面調査・訪問調査の結果に基づき、適切な質問項目を設定することができる
- 3) 在校生等に対して適切にインタビューすることができる
- 4) 在校生等の回答を的確に記録することができる

iii. 視察のスキル

受審校の施設・設備の視察を通して、実地の情報を収集・確認するスキル

- 1) 施設・設備の現状についての確に把握・確認することができる
- 2) 施設・設備の現状や課題等についての確に質問することができる
- 3) 施設・設備の視察の結果を的確に記録することができる

iv. 調査結果とりまとめのスキル

訪問調査で得られた情報等を取りまとめ、その要点を整理・構造化するスキル

- (1) インタビューの結果の要点を整理することができる
- (2) 施設・設備視察の結果の要点を整理することができる
- (3) その他、訪問調査で得られた結果の要点を整理することができる

(4) 第三者評価報告書作成

【機関別・分野別共通】

IV. 第三者評価報告書作成

書面調査、訪問調査及び評価委員会での議論等を踏まえながら、第三者評価報告書（案）の担当部分を作成するスキル

i. 報告書（案）作成のスキル

評価委員会としての報告書（案）を作成するスキル

- 1) 事実、根拠資料・データ等に基づき、公正・客観的な視点から評価の結果を記述することができる
- 2) 評価基準に基づき、優れている点を根拠資料・データ等を示しながら記述することができる
- 3) 評価基準に基づき、改善すべき点を根拠資料・データ等を示しながら記述することができる
- 4) 担当する評価項目について総括的な評価結果を記述することができる

ii. 報告書（最終版）作成のスキル

評価委員会の上部組織の審議結果を受けて、第三者評価報告書の最終版を作成またはそれを支援するスキル

- 1) 上部組織の審議結果を踏まえて、報告書（案）を加筆・修正するスキル

6.1.3.3. 態度

(1) 評価者としての倫理

【機関別・分野別共通】	
I. 評価者としての倫理	
評価者として遵守しなければならない倫理・行動の規範に関する知識と求められる行動・態度・姿勢	
i. 倫理の知識	評価者として遵守しなければならない倫理・行動の規範に関する知識
1)	評価者としての公平・公正の意味・意義について説明できる
2)	評価者としての誠実さの意味・意義について説明できる
3)	利害関係者との適切・不適切な関わり方について説明できる
ii. 倫理に従った行動・態度・姿勢	評価者に求められる行動・態度・姿勢
1)	公平・公正な態度・姿勢で評価を実施できる
2)	誠実な態度・姿勢で評価を実施できる
3)	利害関係者と適切な関わりをもって評価を実施できる

(2) 評価者としての法令遵守

【機関別・分野別共通】	
II. 法令遵守	
評価者として求められる法令遵守に関する知識と求められる行動・態度・姿勢	
i. 法令遵守の知識	評価者に求められる法令遵守の知識
1)	学校評価における法令遵守の意義と目的について説明できる
2)	評価者の守秘義務について説明できる
ii. 法令遵守の行動・態度・姿勢	評価者に求められる法令遵守の行動・態度・姿勢
1)	法令遵守に従い評価を実施できる
2)	評価に関わる情報の守秘義務に従い評価を実施できる

6.1.3.4. 実務経験

	【分野別】
I. 実務経験 評価者として求められる実務経験・当該教育分野の専門性	
i. 理学療法士・作業療法士としての実務経験 評価者に求められる理学療法士・作業療法士としての実務経験	
1) 理学療法士または作業療法士としての実務経験を有する	
2) 研究論文や学会発表など、理学療法士または作業療法士としての実績を有する	
ii. 理学療法士・作業療法士養成の実務経験 理学療法士・作業療法士養成課程の教員としての実務経験	
1) 理学療法士または作業療法士養成課程の教員としての実務経験を有する	
2) 理学療法士または作業療法士養成課程の運営責任者・管理者としての実務経験、もしくはそれに準ずる実務経験を有する	

□関連資料等

- 1) 文部科学省「職業実践専門課程」の創設について（専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議報告）
- 2) 文部科学省「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」
- 3) 文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」
- 4) 三菱総合研究所「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」
- 5) 私立専門学校等評価研究機構「専修学校における学校評価ガイドラインに基づく学校評価マニュアル」
- 6) 大阪府専修学校各種学校連合会「専修学校における学校評価運用マニュアル」
- 7) 私立専門学校等評価研究機構「学校評価研修共通テキスト」
- 8) 学校法人福田学園「平成 26 年度文部科学省委託事業 事業成果報告書」
- 9) 学校法人福田学園「平成 27 年度文部科学省委託事業 事業成果報告書」
- 10) 日本評価学会「評価倫理ガイドライン」
- 11) 大学基準協会「倫理規程」
- 12) 日本技術者教育認定機構「審査員倫理規定」

6.2. 評価者育成モデルカリキュラム

6.2.1. 概要

本節では、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価の評価者を育成するためのモデルカリキュラムを報告する。ここに示すモデルカリキュラムは、前節に掲載した「評価者スキル要件」及び次章で報告する「評価者育成研修の試行的実施」の検証結果に基づき設計されている。

全体の構成は、集合研修として講義形式の講座が5つ、演習形式の講座が2つの計7講座で、これに演習受講前の自己学習を設定している。モデルとしての標準時間数は集合研修8.0時間、自己学習（想定）3.0時間程度としているが、各講座の時間数を調整することで、これ以上またはこれ以下の時間数での実施も可能である。

なお、このモデルカリキュラムでは、主な受講対象者を理学療法士・作業療法士養成施設の教職員等と設定しており、理学療法・作業療法分野の専門知識・技術や職業教育に係る内容は範囲外としている。

図表 6.2 モデルカリキュラムの概要

目標	理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価を自立的に実施することができる人材の養成
主な対象	理学療法士・作業療法士養成施設の教職員、またはそれに準ずる当該専門分野の専門知識・実務経験等を有する者
時間数	集合研修 8.0 時間 自己学習 3.0 時間程度
内容	本事業で策定した「第三者評価基準（2016 年度版）」による理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程に対する第三者評価の実施に係る知識、技術を講義と演習及び独習で学ぶ。併せて、評価者として求められる姿勢・態度の涵養を図る。
講座構成	《講義》 講座① 第三者評価の概要（総論） 講座② 第三者評価の実施内容・体制 講座③ 自己評価報告書の理解 講座④ 第三者評価基準の理解 講座⑤ 第三者評価の実施上の留意点 《演習》 講座⑥ 書面調査演習 講座⑦ 訪問調査演習

	≪自己学習≫ 自己学習① 「自己学習教材」による予習・復習 自己学習② 『模擬自己評価報告書』による書面調査実施
--	--

6.2.2. 内容

以下、モデルカリキュラムを構成している各講座の内容について報告する。

6.2.2.1. 講座① 第三者評価の概要

図表 6.3 講座の内容

講座名	第三者評価の概要
時間数	1.0 時間
内容	専門学校における学校評価（自己点検・評価、学校関係者評価、第三者評価）のこれまでの経緯、導入・実施の背景や目的、期待される効果などについて概観する。特にここでは、質保証・質向上と学校評価との関連に対する認識を深め、専門学校における第三者評価の社会的な意義、専門学校にとってのメリットについて理解する。併せて、専門学校が第三者評価を実施する（普及する）上での諸課題を考える。
進行	(1) 学校評価とその目的 (2) 専門学校における学校評価 (3) 自己点検・評価 (4) 学校関係者評価 (5) 質保証と学校評価 (6) 専門学校における第三者評価の意義・目的 (7) 第三者評価の今後と展望 (8) 質疑応答
目標	(1) 学校評価の種類、目的を理解する (2) 学校評価の経緯、背景、現状と課題を理解する (3) 専門学校における第三者評価の意義、メリットを理解する
使用教材 参考資料等	(1) 『専修学校における学校評価ガイドライン』（文部科学省） (2) 『専修学校における学校評価運用マニュアル』（大阪府専修学校各種学校連合会） (3) 『学校評価研修共通テキスト』（私立専門学校等評価研究機構） (4) その他適宜、プリント等の参考資料を用意する

スキル要件 との関連	○ 知識「Ⅰ．学校評価の知識 i．学校評価の知識①」 ○ 知識「Ⅰ．学校評価の知識 ii．学校評価の知識②」
---------------	---

6.2.2.2. 講座② 第三者評価の実施内容・体制

図表 6.4 講座の内容

講座名	第三者評価の実施内容・体制
時間数	1.0 時間
内容	理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする「第三者評価基準」に則して、第三者評価の実施内容、実施の流れ、実施体制などについて解説する。実施内容については、「第三者評価 評価基準項目」を中心に、どのような観点から評価が行われるかを説明する。また、実施の流れでは、自己評価報告書作成・提出から書面調査、訪問調査、評価員会議といった基本的な進め方、及び各工程におけるアウトプットについて説明する。 この講座は、第三者評価実施の全体像を把握することを狙いとする総論であり、評価実施に係る詳細（各論）は、これ以降の講座で取り上げる。
進行	(1) 理学療法・作業療法分野の第三者評価の概要 (2) 実施内容 (3) 実施体制 (4) プロセス・スケジュール (5) 書面調査 (6) 訪問調査 (7) 評価員会議 (8) 第三者評価報告書の作成 (9) 質疑応答
目標	(1) 第三者評価の実施内容（第三者評価 評価基準項目）を理解する (2) 第三者評価実施の流れを理解する (3) 第三者評価実施の各工程でのアウトプットを理解する
使用教材 参考資料等	(1) 第三者評価 評価基準項目 (2) 第三者評価 評価基準要綱 (3) 第三者評価 評価実施手引書 (4) 第三者評価報告書（様式） (5) 自己学習教材 評価の実施に係る関係者の役割 (6) 自己学習教材 書面調査について (7) 自己学習教材 訪問調査と評価結果（案）の作成

スキル要件 との関連	○ 知識「Ⅰ．第三者評価基準の知識 i．第三者評価基準の知識」 ○ 知識「Ⅰ．第三者評価基準の知識 iii．第三者評価実施の知識」
---------------	--

6.2.2.3. 講座③ 自己評価報告書の理解

図表 6.5 講座の内容

講座名	自己評価報告書の理解
時間数	0.5 時間
内容	第三者評価の受審校が作成・提出する『自己評価報告書』の内容について解説する。ここでは、単に報告書の書式・項目構成を説明するに留まらず、各基準項目がどのような意図の下に設定され、それらが互いにどのように関係しているかについても解説する。特に、分野別評価に該当する基準項目に力点を置き、理学療法・作業療法分野の職業教育の特徴を踏まえた評価の観点に対する理解を深める。
進行	(1) 自己評価報告書とは (2) 自己評価報告書の構成 (3) 自己評価報告書の各項目の狙い (4) 質疑応答
目標	(1) 自己評価報告書の記載項目を理解する (2) 自己評価報告書の記載項目の意図、狙い、相互の関連について理解する
使用教材 参考資料等	(1) 自己評価報告書（様式） (2) 自己評価報告書作成手引き (3) その他、適宜参考資料等を用意する
スキル要件 との関連	○ 知識「Ⅰ．第三者評価基準の知識 ii．自己評価報告書の知識」 ○ 知識「Ⅰ．第三者評価基準の知識 i．第三者評価基準の知識」

6.2.2.4. 講座④ 第三者評価基準の理解

図表 6.6 講座の内容

講座名	第三者評価基準の理解
時間数	1.5 時間
内容	『自己評価報告書』の記載内容及びそのエビデンスとなる資料等に基づいて、第三者評価を実施する際に必要となる第三者評価基準に関する知識を解説する。具体的には、第三者評価基準を構成する 10 の大項目、及びその下に配置されている 60 の中項目について、それぞれの狙いや設定の背景、評価を行う上での観点・ポイントなどを説明する。特に理学療法・作業療法分野の特色ある実践教育を評価する基準 7 (学修成果)、基準 8 (教育目標として設定した専門技術の習得)、基準 9 (臨床実習における産学連携) に関しては、具体的な事例等を織り交ぜながら、評価者としての実践的な知識の獲得を支援する。
進行	(1) 第三者評価 評価基準 大項目の構成 (2) 各大項目における評価の観点 (3) 分野別評価項目の評価 (4) 基準 7 の評価の観点・ポイント (5) 基準 8 の評価の観点・ポイント (6) 基準 9 の評価の観点・ポイント (7) 質疑応答
目標	(1) 評価基準項目（大項目・中項目）における評価の観点を理解する (2) 3 段階評価の判定基準を理解する (3) 特色のある実践教育を評価する分野別評価を評価する上でのポイントを理解する
使用教材 参考資料等	(1) 第三者評価基準 評価基準項目 (2) 第三者評価 評価実施手引書 (3) 自己評価報告書 記載例と評価の観点
スキル要件 との関連	○ 知識「Ⅲ. 第三者評価基準の知識 iii. 第三者評価実施の知識」 ○ 知識「Ⅲ. 第三者評価基準の知識 iv. 第三者評価報告書の知識」

6.2.2.5. 講座⑤ 第三者評価の実施上の留意点

図表 6.7 講座の内容

講座名	第三者評価の実施上の留意点
時間数	1.0 時間
内容	書面調査、訪問調査、評価員会議、第三者評価報告書の作成といった、第三者評価実施の各工程における留意点について、具体例を示しながら解説する。例えば、第三者評価における評価員の受審校に対する適切な対応のあり方や、遵守されるべき態度・姿勢などの他、訪問調査時における効率的なインタビューの実践方法、報告書の適切な表現方法などについても取り上げる。
進行	(1) 書面調査時における留意点 (2) 訪問調査時における留意点 (3) 第三者評価報告書作成時における留意点 (4) 質疑応答
目標	(1) 第三者評価実施時における受審校（実務担当者）との適切な対応に係る留意点を理解する (2) 第三者評価実施時における受審校（在校生・卒業生等の関係者）との適切な対応に係る留意点を理解する (3) 第三者評価実施時における他の評価員との適切な対応・チームワークに係る留意点を理解する (4) 第三者評価報告書作成に係る留意点を理解する
使用教材 参考資料等	(1) 『専修学校における学校評価ガイドラインに基づく学校評価マニュアル』（私立専門学校等評価研究機構） (2) 『認証評価に関する調査研究』（日本高等教育評価機構） (3) 「倫理規程」（大学基準協会） (4) その他適宜、参考資料等を用意する
スキル要件 との関連	○ 知識「Ⅲ．第三者評価基準の知識 iii．第三者評価実施の知識」 ○ 態度「Ⅰ．評価者としての倫理 i．倫理の知識」 ○ 態度「Ⅰ．評価者としての倫理 ii．倫理に従った行動・態度・姿勢」 ○ 態度「Ⅱ．評価者としての法令遵守 i．法令遵守の知識」 ○ 態度「Ⅱ．評価者としての法令遵守 ii．法令遵守の行動・態度・姿勢」

6.2.2.6. 講座⑥ 書面調査演習

図表 6.8 講座の内容

講座名	書面調査演習
時間数	1.5 時間
内容	演習用に用意された「模擬自己評価報告書」とそのエビデンスとなる資料等を題材として第三者評価の評点を検討する演習を行う。 この演習（集合研修）に先立って、各人それぞれが「模擬自己評価報告書」の第三者評価の評点とその理由などを評価者コメントシートに記載し、考えをまとめておく。演習では4～5名程度のグループ単位で、各評価項目についてディスカッションを行い、グループとしての考えをまとめていく。その後、グループごとに各評価項目の評点とその理由、書面調査では十分に確認できなかった事項（訪問調査時に確認を要する事項や資料等）を発表する。
進行	(1) グループ編成 (2) グループワーク実施の注意点 (3) グループディスカッション (4) グループ発表 (5) 講評 (6) 質疑応答
目標	(1) 自己評価報告書を読み込み、評点・理由について考えをまとめることができる (2) 評点の理由について自分の考えを他のメンバーに説明できる (3) 他のメンバーと協力し合いながら、グループとしての評点・理由を取りまとめることができる
使用教材 参考資料等	(1) 模擬自己評価報告書・エビデンスとなる資料等 (2) 評価者コメントシート
スキル要件 との関連	○ 知識「Ⅲ. 第三者評価基準の知識 i. 第三者評価基準の知識」 ○ 知識「Ⅲ. 第三者評価基準の知識 ii. 自己評価報告書の知識」 ○ 知識「Ⅲ. 第三者評価基準の知識 iii. 第三者評価実施の知識」 ○ 技能・技術「Ⅰ. 書面調査（自己評価報告書の評価） i. 読み込み」 ○ 技能・技術「Ⅰ. 書面調査（自己評価報告書の評価） ii. データ分析」 ○ 技能・技術「Ⅰ. 書面調査（自己評価報告書の評価） iii. 判断・評価」 ○ 技能・技術「Ⅰ. 書面調査（自己評価報告書の評価） iv. 所見等の

	記述」 ○ 技能・技術「Ⅱ．書面調査（評価委員会の合議） i．説明のスキル」 ○ 技能・技術「Ⅱ．書面調査（評価委員会の合議） ii．傾聴と質問のスキル」 ○ 技能・技術「Ⅱ．書面調査（評価委員会の合議） iii．構造化と要約のスキル」 ○ 技能・技術「Ⅱ．書面調査（評価委員会の合議） iv．チームワークのスキル」
--	--

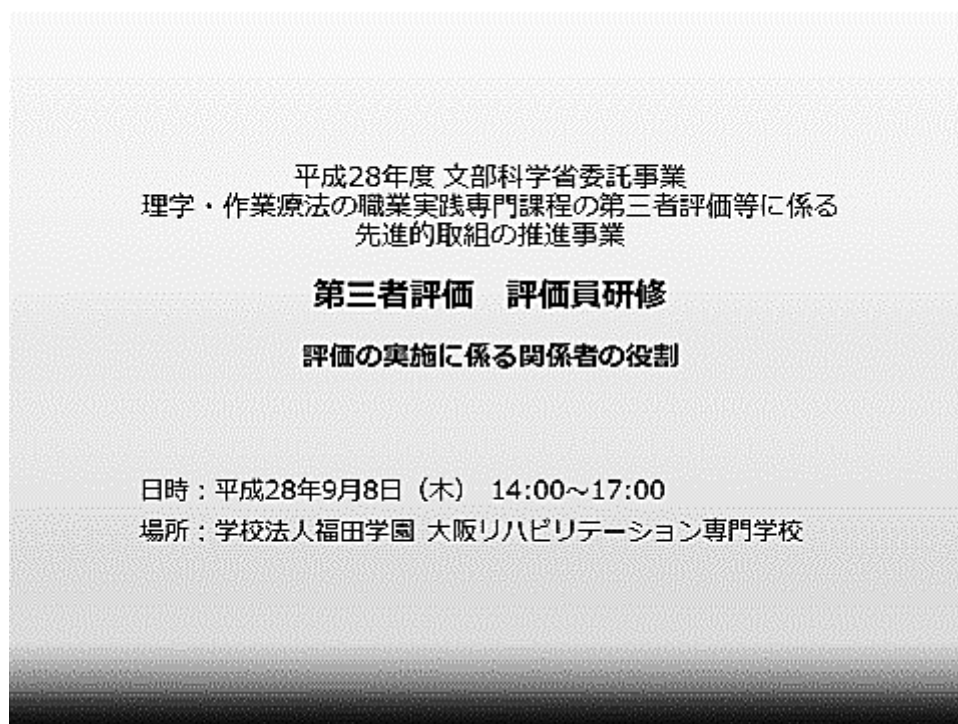
6.2.2.7. 講座⑦ 訪問調査演習

図表 6.9 講座の内容

講座名	訪問調査演習
時間数	1.5 時間
内容	講座「書面調査演習」のグループワークで抽出された確認事項・追加資料等の情報に基づき、模擬受審校担当者とのやり取りを行い、書面調査段階では不明・不明瞭な部分を明らかにする。 演習は「書面調査演習」と同じく、グループ単位で実施し、受審校担当者から得た情報を適宜記録していく。 最後に、訪問調査演習の振り返り・省察を行い、今後の評価実施へとつなげていく。
進行	(1) 受審校担当者とのやり取り (2) グループディスカッション (3) グループ発表 (4) 講評 (5) 質疑応答
目標	(1) 確認事項について受審校担当者との的確にやり取りできる (2) 受審校担当者とのやり取りで得た情報等を的確に記録し、取りまとめることができる
使用教材 参考資料等	(1) 模擬自己評価報告書・エビデンスとなる資料等 (2) 評価者コメントシート
スキル要件 との関連	○ 知識「Ⅲ. 第三者評価基準の知識 i. 第三者評価基準の知識」 ○ 知識「Ⅲ. 第三者評価基準の知識 ii. 自己評価報告書の知識」 ○ 知識「Ⅲ. 第三者評価基準の知識 iii. 第三者評価実施の知識」 ○ 技術・技能「Ⅲ. 訪問調査 i. 担当者インタビューのスキル」 ○ 態度「Ⅰ. 評価者としての倫理 ii. 倫理に従った行動・態度・姿勢」 ○ 態度「Ⅱ. 評価者としての法令遵守 ii. 法令遵守の行動・態度・姿勢」

6.3. 自己学習教材

6.3.1. 「評価の実施に係る関係者の役割」



評価の実施に係る 関係者の役割

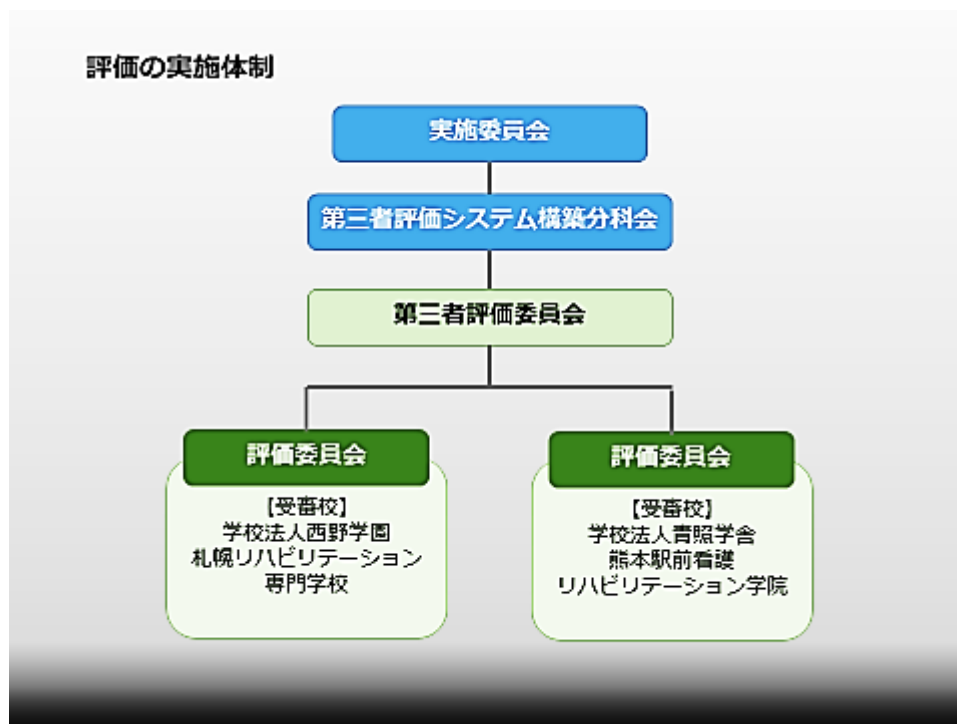
1. 評価の実施体制
2. 関係者の役割
3. 評価実施の流れ

ここでは、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価試行の実施に係る関係者とその役割を中心に説明します。

具体的には、まず「第三者評価の実施体制」について確認します。その上で、第三者評価の実施に係る関係者とその役割について説明します。最後に、受審校による自己点検評価の実施、評価委員による第三者評価の実施、評価結果の通知と最終評価の確定までの流れを説明します。

評価の実施体制

はじめに「第三者評価の実施体制」について確認します。



（実施体制の全体像）

本事業の推進主体である実施委員会の下部組織として、第三者評価試行の実施とその結果を踏まえた実運用版の第三者評価システムの構築を活動テーマとする第三者評価システム構築分科会が配置されています。

さらに、この第三者評価システム構築分科会の下に、第三者評価委員会と評価委員会を組織しています。

（評価委員会）

評価委員会はモデル受審校ごとに数名の評価委員によってチーム編成され、受審校に対する書面調査、訪問調査、それらの結果の検討、第三者評価報告書（案）の作成までを担当します。この評価委員が、本日のこの研修を受講していただいている皆さまの役割ということになります。

今年度のモデル受審校は2校ですので、2つの評価委員会が編成されます。

ちなみに、昨年度の事業では、モデル受審校は3校で、評価委員会は4名の実施委員、2名の外部第三者評価経験者、計6名で構成しました。

今年度は、実施委員会の構成機関に所属する5名の先生方、及び財務の評価を専門とする外部第三者評価経験者1名の計6名で構成します。書面調査・訪問調査に際しては、この

他、本事業の事務局が随行します。

（評価委員会の活動）

評価委員会の活動のアウトプットは、第三者評価報告書（案）です。この報告書（案）は、直接の上部組織にあたる第三者評価委員会の審議に諮られます。ここで、評価委員会の出した評価結果が妥当であるかどうか、客観的なエビデンスに基づく適切で納得性のあるものかどうかなどが検討されます。ここでの審議の結果を踏まえて、各モデル受審校の第三者評価報告書をまとめます。

これを各受審校に通知し、各校からの異議申し立ての受付・対応を経て、最終的な第三者評価報告書の確定版としていきます。

（第三者評価委員会）

第三者評価委員会は、教育についての学識者 1 名と専門学校関係者 2 名の計 3 名で構成します。今年度事業では、昨年度に引き続き、実施委員で私立専門学校等評価研究機構の理事である関口正雄先生、実施委員会の委員長である福田学園理事長の福田益和先生、大阪リハビリテーション専門学校の校長である越智久雄先生の計 3 名が担当します。

関係者の役割

次に、第三者評価試行に係る関係者とその役割について説明します。



（受審校と自己点検評価担当者）

モデル受審校には、まず自己点検・評価を実施してもらい、その結果を『自己評価報告書』の様式に従って取りまとめてもらいます。そのために、この自己点検・評価の実施を中心となって進めていく「自己点検評価担当者」を各モデル受審校に設定していただいています。

（自己点検評価の実施と『自己評価報告書』の作成）

自己点検評価は、評価の対象が学校全体と広範であり、かつ専門性の高い内容を含んでいます。また、報告書作成やエビデンスの収集・整理など、その作業量は膨大です。

とうぜんながら、担当者だけではこれらの作業を実施することはできないため、学科・コースの責任者や財務・経理等の教育以外の部門の責任者などの協力をえながら、組織的に進めていくことが要求されます。

そのため、自己点検評価担当者には、以下のような役割が求められます。

- 学内における自己点検評価、第三者評価の実施の意義や目的などの周知・徹底
- 学内の各部門・責任者等への協力体制の整備と推進
- 自己点検報告書の作成（依頼）・とりまとめ
- 各種エビデンス等の資料の収集・整理・とりまとめ
- 評価委員会との連絡調整

これらは、第三者評価を的確に実施する上で非常に重要であり、その意味において、自己点検評価担当者は、大きな責務を担っています。

自己点検評価担当者に対しては、自己点検評価の説明資料として、以下の資料を提供しています。

- 『自己評価報告書作成手引き』（平成 27 年度）
- 『自己評価報告書 記載例と評価の観点』（平成 28 年度）

すでに委員会等のご確認頂いておりますが、これを機に、改めて内容をご一読、ご確認頂きますよう、お願いいたします。

（評価委員会）

評価委員会の側では、モデル受審校から提出された『自己評価報告書』を精査し、評価委員による会議（書面調査）、現地でのヒアリング・視察（訪問調査）を行い、それらの結果から『第三者評価報告書（案）』をとりまとめます。

評価委員向けの説明資料である『第三者評価（モデル事業）評価実施手引き』は、すでに委員会等でご確認頂いておりますが、これにつきましても改めて内容をご確認いただきますようお願いいたします。

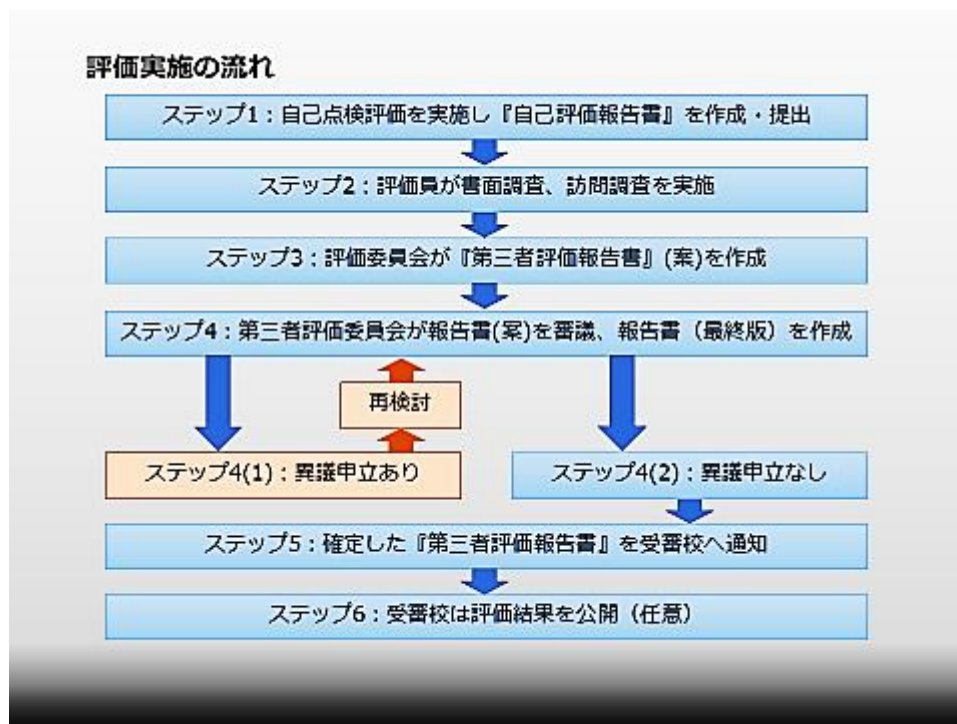
（事務局）

事務局は評価委員会の活動全般を支援すると同時に、モデル受審校の自己点検評価担当者との連絡調整窓口としての役割を担います。具体的には、書面調査の会議や訪問調査の日程調整や『第三者評価報告書（案）』のとりまとめ支援などを担当します。

受審校との連絡調整は事務局が行いますので、評価委員と受審校の自己点検評価担当者が直接にやりとりする機会は、基本的にありません。

評価実施の流れ

次に、第三者評価実施の流れ、手順について説明します。



第三者評価試行の大きな流れは、図に記載の通り、6つのステップです。

（ステップ1）

ステップ1は、モデル受審校による自己点検評価の実施と『自己評価報告書』の作成・提出です。

これが第三者評価の最初の作業であり、その後のすべての起点となる重要な工程となります。

ただし、実運用では、このステップの前に受審校による第三者評価の「申請」という工程がありますが、今回は事業としての試行であり、委員会から受審校に協力を依頼している経緯から、このステップはありません。

（ステップ2）

次のステップ2は、評価委員会による書面調査、訪問調査の実施です。

詳しくは、次の日程・スケジュールで説明いたしますが、受審校から提出された『自己評価報告書』及び関連資料一式は、事務局から評価委員の皆さまに郵送でお送りします。約1カ月程度の後、書面調査の会議を実施しますので、その期間内で評価員は『自己評価報告書』と関連資料の読み込みを行って頂きます。

各評価委員がそれぞれ行う『自己評価報告書』の精査、エビデンスとの突き合わせといっ

た業務が、その後の評価の原点となります。

書面調査では、評価委員が一堂に会して受審校の自己点検評価に対する意見交換、及び訪問調査での確認事項や追加資料についての検討を行います。

訪問調査では、主として、書面調査で整理した確認事項や追加資料の確認、自己点検評価担当者らとの意見交換、実習施設・設備の見学などを行います。

なお、他の第三者評価では、訪問調査時に在校生インタビューや教職員インタビューを行うケースもあります。

(ステップ3)

ステップ2の後、ステップ3で『第三者評価報告書(案)』を作成し、この報告書(案)を第三者評価委員会に上申します。

(ステップ4～6)

第三者評価委員会は報告書(案)を審議し、『第三者評価報告書』(最終案)をとりまとめ、それを各受審校に提示します。

一定の期間を設定し、受審校からの異議申し立てを受け付け、異議がある場合には、評価委員会、第三者評価委員会にて再検討をし、ない場合には、それを確定版として受審校に通知します。

第三者評価結果の公開については、各受審校の判断によるものとします。

実施の日程・スケジュール

	8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
実施委員会																					
分科会	第1回			第2回						第3回			第4回						第5回		
第三者評価実施	自己評価説明会 ● 自己評価担当者作成(モデル受審校)			提出(9/15) ● 評価者研修(9/20)						評価委員会による 書面調査(大府)			評価委員会による評価結果 の検討(大府) 第三者評価担当者作成 第三者評価委員会設置			モデル受審校への 報告書(案)通知			モデル受審校からの 異議申立		
																					第三者評価報告書確定

(自己点検評価の実施・『自己評価報告書』の作成)

スケジュールですが、8月2日の第1回委員会後に、受審校2校（札幌リハビリテーション専門学校、熊本駅前看護リハビリテーション学院）の自己点検評価担当者に対して、自己点検評価の進め方等に関する説明会を実施しました。現在、提出期日を9月23日として、各校において自己点検評価と『自己評価報告書』の作成が進行中です。

(書面調査・訪問調査の実施)

9月23日（金）の提出後、事務局より各評価委員の先生方に2校の『自己評価報告書』と関連資料の一式を郵送いたします。

最初に評価委員が集まる書面調査の開催を10月の中旬から下旬で考えておりますので、それまでに2校の報告書と関連資料の精査、及び評価をお願いいたします。日程については、改めて評価員の方々のご都合を調整の上、決定しご連絡いたします。なお、開催地は大府になります。

書面調査に続く訪問調査は、10月下旬から11月中旬の1カ月の期間で調整する予定であります。これも決定次第ご連絡いたします。

(『第三者評価報告書』の作成)

訪問調査後に、2回目の評価委員会を開催します。ここでは、書面調査、訪問調査の結果

を踏まえて評価結果（案）の内容を検討します。

その後、12 月の中旬をめどに『第三者評価報告書（案）』をとりまとめ、第三者評価委員会の審議を経て、『第三者評価報告書』（案）を年内に受審校へ通知する予定です。

1 月上旬から中旬の期間で、各受審校からの異議申し立てを受け付け、1 月末までに『第三者評価報告書』を確定します。

6.3.2. 「書面調査について」

平成28年度 文部科学省委託事業
理学・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る
先進的取組の推進事業

第三者評価 評価員研修

書面調査について

日時：平成28年9月8日（木） 14:00～17:00

場所：学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校

書面調査について

1. 書面調査とは
2. 書面調査の実施

ここでは、書面調査について説明します。

まず「書面調査とは」では、書面調査とはどのような業務か、その実施内容の概要、第三者評価全体における位置づけについて確認します。

続く「書面調査の実施」では、書面調査の進め方の実際や留意事項などについて、詳しく説明します。

書面調査とは

はじめに、書面調査とは何かについて説明します。

書面調査とは

●評価委員による評価プロセス



●書面調査とは

- ・ 受審校から提出された『自己評価報告書』及び関連資料について、第三者評価基準に基づき自己評価の分析、判断を書面上で実施する調査
- ・ 書面調査は、評価委員全員で業務にあたる
- ・ 評価委員が実施する評価プロセスの中で、最も業務量が多く、かつ質的な面でも重要度が高い

（書面調査とは）

評価委員による評価のプロセスは、大きく「書面調査」「訪問調査」「第三者評価報告書（案）作成」で構成されます。

書面調査はその最初の工程であり、受審校から提出された『自己評価報告書』及びその根拠となるエビデンスについて、第三者評価基準に基づいて各項目の自己評価の分析、判断を書面上で実施する調査です。

この書面調査は、評価委員全員であたる業務となります。

まずは、評価委員各人が個別に『自己評価報告書』の読み込み、自己評価の根拠とそのエビデンス（データ、資料等）との照合・整合性の精査といった業務を行います。

『自己評価報告書』と関連資料は分量も多く、かつその内容も機関別評価と分野別評価の評価項目で構成されていることから、評価委員による評価プロセスの中でも最も業務量が多くなります。また、これ以降の第三者評価の起点となる業務であることから、質的な面からも極めて重要度が高いといえます。

ちなみに、大学の認証評価機関である公益財団法人日本高等教育評価機構による評価員向けの研修動画コンテンツでは、評価員が担当する3つの業務「書面調査」「訪問調査」「第三者評価報告書（案）作成」の比重について、「7：2：1」とであると説明しています。これは、ひとつの見方ではありますが、この例からも第三者評価の業務における書面調査の量的、質的な重みが伝わってきます。

書面調査とは

●評価委員による評価プロセス



●書面調査とは

- ・ 受審校から提出された『自己評価報告書』及び関連資料について、第三者評価基準に基づき自己評価の分析、判断を書面上で実施する調査
- ・ 書面調査は、評価委員全員で業務にあたる
- ・ 評価委員が実施する評価プロセスの中で、最も業務量が多く、かつ質的な面でも重要度が高い

(①各評価委員の個別評価)

書面調査では、各評価委員が受審校の『自己評価報告書』と関連資料を精読し、評価委員個人としての判断や評価を行います。

(②評価委員会での検討・評価)

その後、評価委員が一堂に会する評価委員会の中で、各評価委員の判断・評価をもとに、『自己評価報告書』の内容や関連資料について検討します。ここで、評価委員会としての共通理解や意見のすり合わせ、合意形成などを図っていきます。

(③確認事項・追加資料の検討)

評価委員会での検討の中で、訪問調査において改めて確認したい事項や追加資料（不足している資料）などを検討・整理します。この内容は、訪問調査の際に確認できるよう、事務局から受審校の自己点検評価担当者に連絡されます。

(④書面調査のまとめ)

最後に、書面調査のまとめとして、評価委員会での議論の要点や結果に基づき、この段階での各中項目に対する第三者評価の結果をとりまとめます。

書面調査の実施

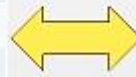
次に、書面調査の実施内容について説明します。

書面調査の実施

◆「理学療法・作業療法分野の第三者評価基準」

基準	内容
1	目的・目標の設定及び入学者選抜
2	学校運営
3	財務
4	専修学校設置基準及び理学療法士作業療法士養成施設指定規則との適合性
5	職業実践専門課程の認定要件との適合性
6	内部質保証
7	学修成果
8	教育目標として設定した専門技術の習得
9	臨床実習における産学連携
10	社会貢献・地域貢献

◆『自己評価報告書』
◆関連資料（エビデンス）



評価員は『自己評価報告書』を精読し、自己評価の根拠となる資料（エビデンス）と照らし合わせながら、各項目の基準を満たしているか否かを判断

（書面調査の実施のポイント）

書面調査は、『自己評価報告書』及びその根拠となるエビデンス（データ、資料等）を精読・分析することにより行います。具体的には、規定されている10項目、及びそれらの各中項目の基準に基づき、受審校の教育活動・実績等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

また、ここでは、専修学校設置基準、理学療法士作業療法士養成施設指定規則、職業実践専門課程認定要件に適合しているか否かの評価も行います。

書面調査の実施

・基準（中項目）ごとの判断

- ・ 評価基準の大項目を構成する中項目ごとに分析・判断を行い評価する
- ・ 各中項目は、右に示す例のように、①から④の観点からの報告と、それらを踏まえた自己評価、及び根拠となる資料の記載からなる
- ・ これら一つひとつを精査し判断する

・ 評価基準

【基準1～6、10】の評価基準

- 3：基準を満たしており、成果を上げている
- 2：基準を満たしている
- 1：基準を満たしていない

【基準7～9】の評価基準

- 3：素晴らしい独自の取組が実施されており、その取組で成果が上がっている
- 2：標準的な教育活動である
- 1：標準的な教育活動以下であり、その成果も上がっていない

【中項目の例】（抜粋）

基準1 目的・目標の設定及び入学者選抜

1-1 養成する人材像の明確化

- ①考え方・方針
- ②現状とそのプロセス
- ③特徴として強調したい点
- ④今後の課題
- 自己評価（3 2 1）
- 資料名記載

（中項目の評価）

評価委員は、評価基準の中項目ごとに内容を分析・調査し、評価基準に適合しているかどうかを判断していきます。

このスライドでは、大項目「基準1 目的・目標の設定及び入学者選抜」の中の中項目「1-1 養成する人材像の明確化」を例として示していますが、中項目では、

- 考え方・方針
- 現状とそのプロセス
- 特徴として強調したい点
- 今後の課題

という4つの観点から、評価項目に対する受審校の状況等を整理してもらい、それらを踏まえた上で3段階評価による自己評価を申告してもらう形式となっています。

評価委員は、これら一つひとつについて精査し、根拠として示されている資料との照合を行い、判断をしていきます。

(評価基準)

評価は3段階評価で、基準1から6、及び基準10については、専修学校設置基準、養成施設指定規則、職業実践専門課程認定要件の許可基準と照らし合わせ、以下の指標により判断します。

- 3：基準を満たしており、成果を上げている
- 2：基準を満たしている
- 1：基準を満たしていない

また、基準7～9については、特色ある実践的教育を評価する項目であるため、以下の指標により判断します。

- 3：素晴らしい独自の取組が実施されており、その取組で成果が上がっている
- 2：標準的な教育活動である
- 1：標準的な教育活動以下であり、その成果も上がっていない

根拠として示されている資料が、例えば客観性に乏しいなどの理由から不十分と判断されるような場合には、客観性の高い具体的なデータの追加提出などを受審校に対して要望します。



（評価委員会での検討・評価）

各評価委員による個別の評価を終えた後、評価委員による会合「評価委員会」を開催します。

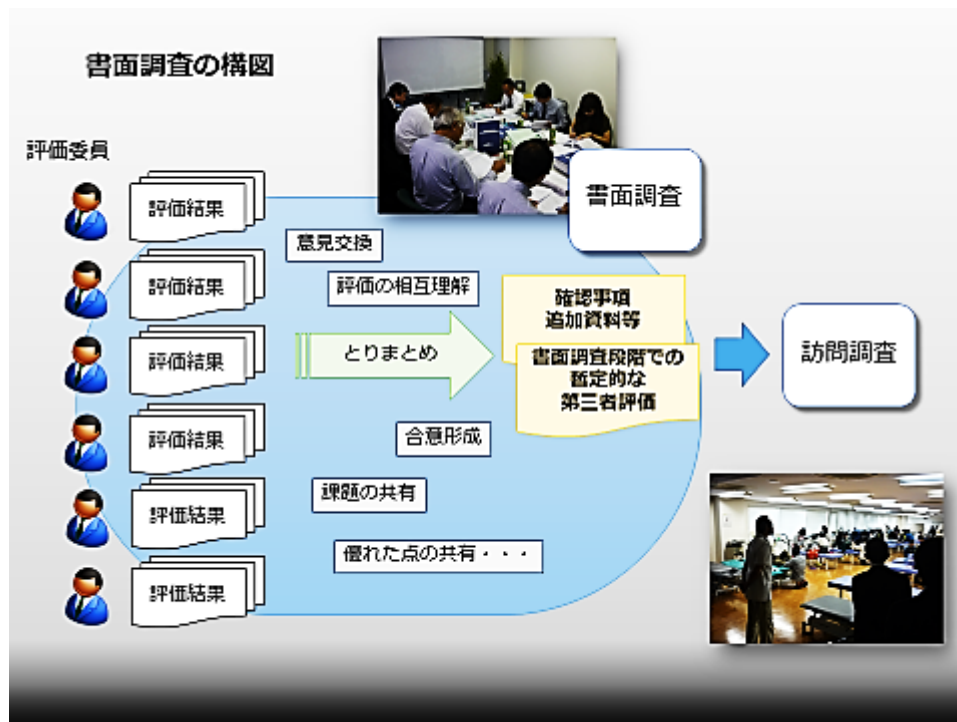
この会議では、各評価委員の評価結果やその理由等を中心に議論を行い、評価委員会としての見解をまとめていきます。

（確認事項・追加資料の検討）

併せて、書面調査ではわからない点、確認が必要な事項、不足している資料・データ等を検討・整理します。これらの確認事項・不明点への回答、不足資料の追加提出等は、事務局から各受審校に依頼し、訪問調査のときに改めて確認します。

（書面調査の段階における第三者評価のまとめ）

最後に、評価委員会での検討内容・結果をベースとして、書面調査段階における暫定的な第三者評価の結果をまとめます。



(書面調査の構図)

このスライドは、これまでに説明してきた内容を整理したものです。

書面調査では、各評価委員の評価結果について、意見交換や評価に対する相互理解を通して、委員会としての合意形成を図っていきます。

そのアウトプットとして、書面調査では確かめることのできない事項や不足している資料の検討・整理を行います。同時に、書面調査段階での暫定的な第三者評価をまとめます。これらを基に、訪問調査へと進んでいきます。

6.3.3. 「訪問調査と評価結果（案）の作成」

平成28年度 文部科学省委託事業
理学・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る
先進的取組の推進事業

第三者評価 評価員研修

訪問調査と評価結果（案）の作成

日時：平成28年9月8日（木） 14:00～17:00

場所：学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校

訪問調査と評価結果（案）の作成

1. 訪問調査とは
2. 訪問調査の実施
3. 第三者評価報告書（案）の作成

ここでは、訪問調査と第三者評価報告書（案）の作成について説明します。

まず「訪問調査とは」では、訪問調査の実施内容の概要と目的、第三者評価全体における位置づけについて確認します。

「訪問調査の実施」では、訪問調査の実施日程・内容を説明します。

「第三者評価報告書（案）の作成」では、訪問調査の実施後に評価委員会がとりまとめる『第三者評価報告書（案）』の作成手順について説明します。

訪問調査とは

はじめに、訪問調査とは何かについて説明します。

訪問調査とは

●評価員による評価プロセス



●訪問調査とは

- ・ 書面調査の実施後、評価委員が受審校を訪問し実施する調査
- ・ 書面調査と同様、基本的に評価委員全員で業務にあたる

●主な狙い

- ・ 『自己評価報告書』と実際とが合致しているかどうかの確認
- ・ 『自己評価報告書』では不明瞭な点等の明確化・把握
- ・ 『第三者評価報告書』作成で必要となる詳細な情報の収集
- ・ 関係者との意見交換による職業実践専門教育の更なる発展の支援

(訪問調査とは)

訪問調査は、書面調査の実施後に評価委員が受審校を実際に訪問して行う調査です。

書面調査と同じく、基本的に評価委員全員で業務にあたります。

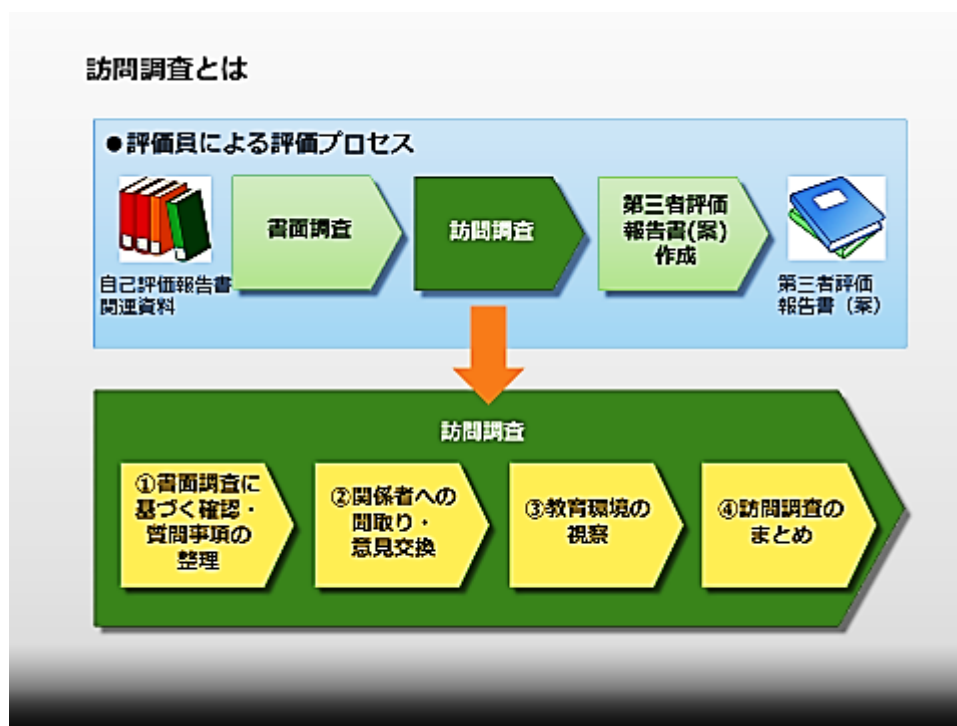
(主な狙い)

書面調査は、『自己評価報告書』と関連資料に対する精査・判断を行います。この訪問調査では、『自己評価報告書』に記載されている内容と実際とが合致しているかどうかを確認することがひとつの狙いです。

また、書面調査では不明瞭である点などの確認や、実習施設・設備等の視察、学校関係者との意見交換等を通じて、『第三者評価報告書』(案)を作成する上で必要となる詳しい情報を収集することも重要な目的です。

さらには、第三者評価の基本的方針であるピア・レビューの精神に基づき、学校関係者と評価委員の意見交換を通じて、職業実践専門課程・教育の更なる発展・充実化を図っていくことも狙いのひとつとなっています。

訪問調査とは



（訪問調査の実施内容）

書面調査（評価委員会の会議）により、以下の事柄が整理されます。

- 書面調査段階での暫定的な第三者評価
- 確認・質問事項、不足している資料

訪問調査は、限られた時間の中で実施しますので、事前に各評価委員がこれらの内容を把握しておくことが肝要です。

訪問調査の実施内容は、大きく次のふたつで構成されます。

- 関係者への聞き取り・意見交換
- 教育環境の視察

（訪問調査の場）

訪問調査の会合の場合には、受審校側から自己点検評価担当者の他、自己評価の各項目に係る現場責任者など複数の関係者が出席するのが通例です。『自己評価報告書』で報告する内容が、学校運営や財務といった機関別評価と理学療法・作業療法分野の専門教育に関する分野別評価と幅広いため、それぞれの担当部門の責任者でなければ回答できないことが多い

ためです。

（実施上のポイント）

評価委員は、限られた時間枠の中で、広範囲に及ぶ評価項目のうち、効率よく質問や確認を行い、書面調査での不明点の解消を図り、詳細な情報の収集に努めます。

ここでは、ピア・レビューの精神という基本方針も大切です。すなわち、学校関係者と評価委員は、職業教育、あるいは理学療法・作業療法分野の職業実践教育に携わる同業者（ピア）という基本姿勢のもと、当該分野における職業実践教育の改善や課題の解決、発展や充実化といった観点からの意見交換なども望まれます。

関係者への聞き取り・意見交換の後、教育環境の視察を実施します。実習教室や設備、実際の授業の様子等を通して、受審校の教育の実施状況を確認します。

（訪問調査の実施後）

受審校への訪問後、日を改めて評価委員会の会合を開催します。ここで、訪問調査による確認事項や得られた情報等を勘案しながら、評価委員としての共通理解を深めると共に、『第三者評価報告書』（案）の作成に向けて、評価結果の合意形成を図っていきます。この点については、次の「第三者評価報告書（案）の作成」で改めて説明することとします。

訪問調査の実施

次に、訪問調査の実施内容について説明します。

訪問調査の実施

タイムスケジュール（例）	
開会（10時）	
1	●評価委員 挨拶・紹介 ●受審校側出席者 挨拶・紹介
2	事業主旨の説明
開取り・意見交換	
3	●自己評価結果の判断理由、根拠資料、参照データ等の確認
昼食（12時30分～13時30分）	
4	教育環境の視察
意見交換	
5	●第三者評価基準の改善点、妥当性等 ●職業実践教育の課題、改善策等
6	閉会（15時）



（訪問調査実施の様子（平成27年度））

（訪問調査の実施スケジュール例）

訪問調査の実施は、受審校と評価委員の調整如何によりますが、昨年度事業の実績ベースでは、1日で完了するスケジュールで組み立てられます。スライドに示すのは、そのタイムスケジュールの一例です。

午前に評価委員と学校関係者の挨拶・紹介、評価委員による事業主旨の説明の後、学校関係者からの開取り・意見交換を行います。ここでは、自己評価に関する判断理由や根拠となる資料、データの確認など、書面調査で抽出・整理した確認事項・質問事項について関係者から直接回答を得ます。また、このようなやりとりの中で、受審校の優れた取組についての意見交換なども行われます。

昼食後の午後は、実習施設・設備などの教育環境や授業の視察を行い、受審校で行われている教育の実際について確認します。

最後に、第三者評価基準の改善点や妥当性などについて、受審校側からの意見を伺い、今後の改善の参考となる情報を収集します。併せて、職業実践教育をめぐる課題や改善策などに関する意見交換も行い、学校関係者・評価委員双方の知見を深めます。

訪問調査の実施

・参考 昨年度事業の訪問調査の確認事項（抜粋）

基準1

- ・老人福祉施設の実習評価項目と医療機関の実習評価項目を同じにしていることによる問題は生じていないか。
- ・「最先端の教育設備・機器」とは具体的にどのようなものか。
- ・入試の合否判定における筆記と面接の判定比率はどうか。

基準2

- ・医療機関、老人福祉施設、障がい者施設など学生の実習先はどのような割合か。
- ・臨床現場または臨床実習先の意見等は、どのような場で聴取しているのか。

基準4

- ・中退率低減化の具体的な対策は。

基準5

- ・教育課程編成委員会の検討結果はどのようなしくみで反映させるのか。
- ・人材ニーズを把握するしくみはどのようなものか。

基準6

- ・学生による授業評価の結果のフィードバックや改善指導等はどのように行っているか。
- ・研修や学会、臨床現場等で教員が得た知見を学内にフィードバックするしくみや方法はどうか。
- ・教員の研修日制度の成果・効果判定方法はどのようなものか。

このスライドと次のスライドに、昨年度事業における書面調査で抽出・整理された、訪問調査時の確認事項を抜粋して掲載します。

『自己評価報告書』の記載をもとに、その内容の詳細を踏み込んで確かめる質問事項で多くが占められています。

また、これらの中には、単に『自己評価報告書』に記載されていない具体的な事項の確認にとどまらず、当該分野の職業教育に従事するピア（同業者）という立場から、教育の質的向上を図る各校の具体的な取組やその効果などを確認する質問も散見されます。

このような確認・質問は、訪問調査の場を、評価のための評価にとどまるのではなく、同じ職業教育に携わる専門家同士による建設的な意見交流の場へとしていくために有益であるといえます。

訪問調査の実施

・ 参考 昨年度事業の訪問調査の確認事項（抜粋）

基準7

- ・ 各年度の入学者が最終卒業時に何人在籍しているか。
- ・ どの程度、学生の希望（分野、地域等）通りに就職できているか。
- ・ 国家試験不合格者に対するフォローはどのように行っているか。
- ・ 学校独自の奨学金制度はあるか。

基準8

- ・ 専門技術の習得について、臨床実習前の到達レベル、教育目標、実際の学生の習得レベルを具体的に教えてほしい。
- ・ 専門技術の未習得者に対する指導方法はどのようなものか。

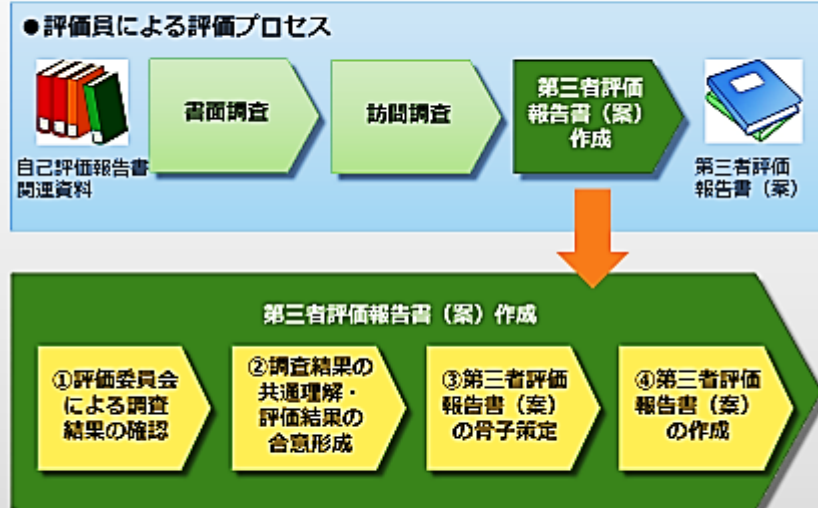
基準9

- ・ 臨床実習施設での教員の直接的な指導方法はどのようなものか。
- ・ 臨床実習以外で行っている企業連携教育の内容はどのようなものか。
- ・ 臨床実習指導者の知識、技術、指導能力に関する質の平準化について、どのような対応をしているか。
- ・ （夜間部学生の）OSCEの代替となる審査法として、どのような対応をしているか。

第三者評価報告書（案）の作成

次に、第三者評価報告書（案）の作成について説明します。

第三者評価報告書（案）の作成



（訪問調査実施後の評価委員会）

受審校に対する訪問調査後、日を改めて評価委員会の会合を開催します。

ここで、書面調査段階における暫定的な第三者評価の結果、及び訪問調査で得られた情報等を勘案しながら、調査結果の確認や評価委員の共通理解を深めると共に、『第三者評価報告書』（案）の作成に向けて、評価結果の合意形成を図っていきます。

（第三者評価報告書（案）作成の進め方）

その上で、第三者評価報告書（案）の基本ベースとなる骨子を策定し、報告書（案）の作成へとつなげていきます。

報告書（案）がまとまった段階で、各評価委員に内容を確認してもらい、加筆修正事項などがあれば、それを反映させ（案）としての確定版へと仕上げます。

その後の進め方は以下の通りとなります。

- 『第三者評価報告書（案）』を第三者評価委員会で審議
- 修正事項等が指摘された場合には、評価委員会で対応
- 『第三者評価報告書（案）』を受審校へ通知
- 受審校から異議申し立てがあった場合には、評価委員会・第三者評価委員会でその対応を審議
- 評価結果を確定し、『第三者評価報告書』（確定版）を受審校へ通知

6.4. 評価者育成検討のための基礎資料

評価者育成の研修カリキュラムの検討にあたり、そのための基礎資料の整備を目的として、評価者育成に係る先行事例等の情報収集・整理、精査を実施した。本節では、評価者スキル要件及び評価者育成モデルカリキュラムの参考資料として、その実施結果を報告する。対象とした先行事例を下表に一覧で示す。

図表 6.10 対象の先行事例等

研修会等の名称	実施団体・組織等
「評価士」養成講座	特定非営利活動法人日本評価学会
「学校評価士」養成講座	特定非営利活動法人日本評価学会
評価員セミナー	公益財団法人日本高等教育評価機構
審査講習会・審査員研修会	日本技術者教育認定機構（JABEE）
初任者研修・評価者全体研修	短期大学基準協会
評価者を対象とする手引き	薬学教育評価機構
平成 27 年度文部科学省委託事業連絡調整会議	第三者評価モデル評価・評価員合同研修会
福祉サービス第三者評価 評価調査者研修	都道府県社会福祉協議会等
評価調査者（サーベイヤー）	公益財団法人日本医療機能評価機構

6.4.1. 日本評価学会「評価士」養成講座

6.4.1.1. 概要

(1) 目的

評価スペシャリストを養成する日本初の専門講座で、講座及び資格認定試験の主催は特定非営利活動法人日本評価学会、事務局は株式会社国際開発センターである。

日本評価学会は、この講座の狙いについて次のように説明している。

近年、我が国においては、公共事業、学校教育、福祉、ODA 等をはじめとする様々な分野の政策や事業に関するアカウンタビリティが求められており、こうした社会一般からの需要に応えるために、評価システムの導入や事業評価の実施が進められています。しかし、評価の専門性を持つ人材は未だ十分に育っていないのが現状です。この状況を改善するため、評価に関する専門的能力を身につけた人材を養成してその能力を認定し、各分野における評価の向上に資することが本講座の目的です。

養成講座・認定試験の開始は 2008 年 3 月で、これまでに計 19 回（春季と秋季の年 2 回）

実施され、累計で 450 名超に対して資格認定している（2016 年 4 月現在）。

なお、評価士の認定審査・認定資格証の発行は、日本評価学会の評価士認定審査委員会が行う。

(2) 対象者・受講資格

対象者は、「評価の専門的能力を身に付けることを志向している方、および議会、行政組織、非営利組織、教育機関、学校法人、ビジネス界など各分野で評価に携わる管理者および実務者の方」とされ、受講資格については「評価に関する何らかの実務経験を有していることが望まれる」とされている。

6.4.1.2. 内容

本講座は 6 つの単元で構成され、講座日数は計 6 日間である。資格認定試験は講座修了後 1 カ月を目途に実施されている。なお、資格認定試験の実施方法は筆記試験である。

講座の各単元は、以下に示すテーマで構成されている。

図表 6.11 「評価士」養成講座の単元構成

第 1 単元	評価の概論、評価者倫理、社会的責任						
第 2 単元	評価の基本論理と評価の設計						
第 3 単元	分析手法(1)	分析手法(2)	分析手法(3)	分析手法(4)			
第 4 単元	分析結果の判断とフィードバック						
第 5 単元	自治体 評価	行政 評価	学校 評価	大学 評価	保健医療 評価	公共事業 評価	ODA 評価 その他の テーマ
第 6 単元	分析結果の判断とフィードバック						

※日本評価学会のホームページをもとに作成

これら 6 つの単元構成の特徴について次の 5 つのポイントが示されている。

- 評価者倫理や社会的責任の強調
- 評価の基本的論理の習得
- 評価に関する法律・法規の習得
- 体系的な分析手法の習得（定性・定量の双方、および費用効率性分析技法など）
- 各専門領域における最新の評価活動の動向把握

以下に、各単元で取り上げられているテーマ・内容を引用する。これは6日間の講座を想定した例となっている。

図表 6.12 「評価士」養成講座のテーマと内容

単元	テーマ	内容
第1単元	評価概論と関連法規	○日本の評価の現状 ○法律および関連法規
	評価者倫理と評価者の社会的責任	○倫理規定 ○評価者の社会的役割
第2単元	評価の基本的論理	○評価とは ○評価の歴史 ○基礎作業と統合作業 ○等級付けの論理
	評価の設計	○評価の基本的流れ ○作業工程表の作成 ○関係者とのコミュニケーション ○評価費用の考え方
第3単元	分析手法① セオリー評価（ロジックモデルの構築）	○ロジックモデルとは ○ロジックモデルの種類 ○ロジックモデリング演習
	分析手法② データ収集・分析（定性的手法を中心に）	○質問表によるデータ収集、小集団討議、インタビュー、フォーカスグループディスカッション、直接観察等 ○フォーカスグループ演習
	分析手法③ データ収集・分析（定量的手法を中心に）	○実績測定とは ○実績指標の設定・測定・算出 ○実績指標の比較と分析
	分析手法④ インパクト評価	○実験デザインとその考え方 ○準実験デザイン ○その他の簡便なデザイン
	分析手法⑤ 効率性評価	○費用対便益分析、費用対効果分析 ○その他の費用分析 ○効率性評価の演習
第4単元	分析結果の判断とフィードバック	○評価結果の統合化 ○提言の策定
第5単元	①自治体評価の現状と課題 ②学校評価の現状と課題	

	③ODA 評価の現状と課題 ④大学評価の現状と課題 ⑤保健医療評価の現状と課題 ⑥公共事業評価の現状と課題 ⑦行政評価の現状と課題 ⑧その他時機を得たテーマに基づく分野	
第 6 単元	いろいろな評価アプローチとその 利点・限界	○実践的評価、科学的評価、エンパワ メント評価、参加型評価、協同評価、メ タ評価 他
	評価の今後の展望	○日本における評価の展望

6.4.1.3. 特徴等

評価士の基礎に相当する本講座は、特定の専門分野に依らない共通的・汎用的な内容で組み立てられている。具体的には、評価者の社会的役割や倫理といった専門職としての基盤・土台に相当する内容から、評価の設計や分析手法、分析結果の統合化とフィードバックといった評価実践の方法の他、さまざまな評価の専門分野に関する現状・課題などで構成されている。

資格認定者が自己申告方式で表明している各自の専門分野をみると、ODA 評価、NGO/NPO 評価、企業評価、教育評価、学校評価、政策評価、自治体評価など、実に広範囲に及んでいる。その詳細は、日本評価学会の Web サイトを参照されたい。

(出典)

□特定非営利活動法人日本評価学会：「日本評価学会主催 『評価士』養成講座」

http://evaluationjp.org/activity/training_pro_gaiyou.pdf

□特定非営利活動法人日本評価学会：「活動内容」

http://evaluationjp.org/activity/training-pro_ichiran.html

6.4.2. 日本評価学会「学校評価士」養成講座

6.4.2.1. 概要

(1) 目的

「学校評価士」は、特定非営利活動法人日本評価学会主催の「評価士」養成講座の上位に位置する「専門評価士養成講座」のひとつである。

日本評価学会は、この講座の狙いについて次のように説明している。(引用文中の下線は引用者による)

近年、我が国の教育現場に学校評価が導入されました。2002年に施行された小学校設置基準等において、各学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることとされ、さらに2007年の学校教育法、学校教育法施行規則の改正によって、各学校は法令上、

- (1) 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、
- (2) 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること、
- (3) 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告することが必要となりました。

こうした学校評価の需要にもかかわらず、学校評価の専門性を持つ人材は未だ十分に育っていないのが現状です。

この状況を改善するため、学校評価の計画・実施を担当できる専門能力を身に着けた人材を育成してその能力を日本評価学会として認定し、わが国における学校評価の質とその結果の活用の向上に資することが本講座の目的です。

養成講座・認定試験の開始は2011年9月で、2013年10月までの期間で計3回実施されているが、第4回以降は計画中である。資格認定を受けた者は累計で30名となっている(2016年4月現在)。

(2) 対象者・受講資格

対象者は、学校評価の専門的能力を身に付けることを志向する教職員・学校関係者（保護者等）、および教育委員会、議会、非営利組織などで学校評価に関心のある方とされている。

受講資格については、「評価士」の保有が前提となっている。但し、「評価のエッセンス」(半日)受講により本講座を受講することが認められている。

6.4.2.2. 内容

本講座は 8 つの単元で構成され、講座日数は計 6 日間である。講座の期間中に実施される実地課題の提出・承認によって「学校評価士」資格認定証書が交付される。

8 つの単元の特徴として次の 5 点が示されている。

- 学校評価者倫理や社会的責任の強調
- 学校評価の基本的論理の習得
- 学校評価に関する法令・ガイドラインの習得
- 体系的な評価手法の習得（評価枠組みの設計の仕方、および定量的・定性的データ収集・分析方法等）
- 学校評価のメタ評価の実践（実際に協力校を訪問）

8 つの各単元で取り上げられるテーマ・内容、およびその前後・実施中に行われる講義等を以下に引用する。

図表 6.13 「学校評価士」講座の内容

①開講式		
②全体オーバービュー（講座の狙い、学校評価に関わる者の心構え）		
③学習単元		
単元	テーマ	内容
第 1 単元	法令・制度	○学校評価に関する法令 ○学校評価ガイドライン ○学校評価の実施状況と課題
第 2 単元	学校経営と学校評価	○学校評価の活用 自己評価・学校関係者評価
第 3 単元	学校評価の設計	○学校評価の設計 ○学校評価計画のシミュレーション
第 4 単元	根拠データの収集分析	○根拠データの収集・分析の方法
第 5 単元	演習 1) 評価計画の作成演習	○評価計画（学校評価の評価項目・評価枠組み、根拠データの収集計画） の発表・議論・講評
第 6 単元	学校評価のコンサルティング	○評価指標の自校開発の方法 ○学校評価の診断の方法
第 7 単元	演習 2) 学校評価の診断	○学校見学 ○インタビュー ○学校評価の診断

		○報告書作成
第 8 単元	報告会	○報告書の発表と議論 ○学校への最終報告予行演習
④閉講式（演習 2 の続き。学校を訪問し報告会を実施）		

上記の他、希望者対象の「事前補講：教育事業のエッセンス」、「評価士」未取得者を対象とする「中間補講：評価のエッセンス」が設定されている。

6.4.2.3. 特徴等

資格「評価士」の上位に位置づけられている専門評価士「学校評価士」は、その名称が示す通り学校評価を専門とする評価士である。そのため、「評価士」の保有（それに相当する事前補講の受講修了）が前提条件となっている。

内容面では、「評価士」が 7 分野以上の対象領域をオーバービューするのに対して、この講座では「学校評価」に限定した構成となっている。例えば、第 1 単元の「法令・制度」では学校評価に関連する法令・制度、ガイドライン等にテーマが絞り込まれている。評価の設計や根拠データの収集・分析も同様で、学校評価というドメインに特化している。

学校評価と診断に関する演習が組み込まれている点も大きな特徴である。ここでは、机上の演習に留まらず、実際の学校を訪問し報告会を開催する実践的な内容となっている。

なお、「評価士」が 2008 年の開始以来、毎年コンスタントに認定者を輩出している一方で、「学校評価士」の認定が 2013 年 10 月を最後に実施されていないのは、制度設計等の見直し中であるのか、受講・認定希望のニーズが後退したためか、その理由は不明である。

（出典）

□特定非営利活動法人日本評価学会：「専門評価士養成講座」

<http://evaluationjp.org/activity/training-special.html>

□橋本昭彦：「学校専門評価士養成講座の創設と今後の展望」、『日本評価研究』第 12 巻第 1 号、日本評価学会（2012 年）

□佐々木亮、小室雪野、薮田みちる：「日本評価学会「評価士養成講座の実施」：評価の専門能力の認証制度の確立に向けて」、『日本評価研究』第 12 巻第 1 号、日本評価学会（2012 年）

6.4.3. 参考：上級評価士

6.4.3.1. 概要・目的

特定非営利活動法人日本評価学会では、「評価士」「専門評価士」の最上位に位置する評価のリーダー的専門人材として「上級評価士」を設定している。

日本評価学会はこの「上級評価士」について、次のように説明している。

「上級評価士」は、わが国の評価活動の発展に寄与するとともに、わが国における評価文化の醸成と定着、および社会各層を対象とした評価教育を担う社会的リーダーとしての役割を担うことが期待されます。

「上級評価士」は、評価に関する体系的な研究を行うことにより、評価活動の発展に寄与することができる専門家（各府省・自治体等の評価委員会の委員を務めることができるレベルの専門家）としての能力を認定することを目的として授与します。

対象となるのは「評価士」認定後、5年以上の評価業務の実務経験を有する者で、認定の方法は研修講座の受講・認定試験等ではなく、評価業務等の実績に対する上級評価士認定審査委員会の審査による。

研修講座の実施ではないが、ここでは参考事例として、上級評価士の審査項目を引用しておきたい。

6.4.3.2. 審査項目

①学会誌への投稿等の研究実績

- ・学会誌への投稿 実績（評価関連のテーマに限る）
- ・評価関連著書の出版実績

②政策評価委員会等への外部有識者としての参加実績あるいはそれに相当する実績

- ・各府省、自治体、大学、公益・非営利組織、市民組織などにおける評価委員会への外部有識者としての参加実績
- ・各府省、自治体、大学、公益・非営利組織、市民組織などにおける評価委員会への組織代表者としての参加実績（評価委員会を主催する組織の代表者としての参加を含む）

③評価実施の実績

- ・自身が総括等を務めた外部評価の評価報告書
- ・組織の評価専担部署の職員（社員）として実施した評価の評価報告書
- ・組織において評価関連の管理職位に複数年（1年以上）従事した実績

④評価教育に関する実績

- ・大学等の教育機関における研修講師の実績
- ・その他の研修機関における研修講師の実績

⑤その他特筆すべき実績

- ・評価関連の国際会議における活動実績
- ・評価文化の醸成・普及に貢献する講演会等の実績
- ・評価関連テーマによる取得学位

(出典)

□特定非営利活動法人日本評価学会：「上級評価士認定制度」

<http://evaluationjp.org/activity/training-advance.html>

6.4.4. 公益財団法人日本高等教育評価機構「評価員セミナー」

6.4.4.1. 概要

公益財団法人日本高等教育評価機構は、大学・短期大大学の機関別評価を行う認証評価機関として文部科学省から認証された組織である。

日本高等教育評価機構では、評価を行う際の基本方針の一つとして「Voluntary Peer Review」を掲げている。これは、大学の教職員等が他の大学等の評価を自発的に行うことを指している。この方針のベースには、大学等の複雑な教育研究活動などを最も適切に評価できる体制であるとの考えがある。

評価の実施にあたって、日本私立大学協会加盟校や当機構会員校、関係機関などに依頼し、所属の教職員の方々を「評価員候補者」として推薦してもらう。この際、厳密な推薦基準は設けていないが、「大学等での経験が10年以上の方」を目安としている。

次に、判定委員会が評価対象校の分野、所在地、規模などを考慮して「評価員候補者」の中から「評価員」を選任し、評価チームを編制する。選任された「評価員」に対しては例年6月に「評価員セミナー」を実施している。

6.4.4.2. 内容

「評価員セミナー」では、評価基準や書面調査及び実地調査における留意点、調査報告書のまとめ方などについて解説が行われる。以下に平成27年度に実施された「評価員セミナー」の概要を引用する。

図表 6.14 「評価員セミナー」実績の概要

平成 27 年度における評価員セミナーの実績						
○受審大学数 68 大学						
○評価チーム数 68 チーム (1 チーム 4～5 名)						
○評価員数 約 320 名 (評価員候補者数は約 700 名)						
○評価員セミナーの開催 チームごとに 6 回に分けて実施						
回	6/16	6/17	6/19	6/22	7/2	7/3
チーム数	11	11	10	10	12	14
○評価員セミナーのプログラム						
・日本高等教育評価機構が行う認証評価の概要 ・評価における実務の流れ ・評価基準 ・チームごとの情報共有						

6.4.4.3. 特徴等

日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価は平成 17 年 7 月から開始されている。初年度の受審大学は 4 大学であったが、会員大学数が 300 大学を超え、私立大学の半数以上が加盟することから年々受審大学は増加している。直近では平成 26 年度 63 校、27 年度 68 校、28 年度 78 校で、29 年度は 66 校が見込まれている。そのため、毎年相当数の評価員が必要となる。

各大学等から推薦された評価員候補者から選任された評価員に対しては、セミナーが開催されており、評価実務の実際についての研修が行われている。対象者の人数が多く、セミナーは毎年複数回に亘るチーム別の実施となっている。

(出典)

□公益財団法人日本高等教育評価機構：「日本高等教育評価機構 (JIHEE) の現状と課題－第 3 期の認証評価へ向けて－ (2015 年 7 月)

6.4.5. 公益財団法人日本高等教育評価機構「評価員研修等に係る実践的研究」

6.4.5.1. 概要

公益財団法人日本高等教育評価機構では、平成 18 年度に文部科学省委託事業として「評価員に対する望ましい研修の在り方及び評価の手法等についての実践的研究」を実施して

いる。

具体的には、大学から推薦された評価員候補者に対して全国 5 箇所で開催し、その実施結果に対する検証が試みられた。対象となる評価員候補者は 320 名で実際の参加者数は 293 名という規模であった。

同機構は、この研究成果をベースとして、平成 19 年度に評価員養成検討委員会を組織し、評価員養成プログラム等の検討を開始することとした。やや時間が経過しているが、先行事例として参考になる点も多く、ここにその実施内容を同機構による報告書『認証評価に関する調査研究』（以下、引用文献）から引用しておきたい。

6.4.5.2. 内容

実施された「評価員セミナー」のプログラムを以下に引用する。5 箇所の実施内容はいずれも同一である。

図表 6.15 「評価員セミナー」の内容

時間	内容	担当者
13 : 00	受付開始	—
13 : 30～13 : 45	開会挨拶	評価機構理事長他（開催地区により異なる）
13 : 45～14 : 45	1. 解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準について	評価機構評価事業部
14 : 45～15 : 00	休憩	—
15 : 00～15 : 45	2. 解説 大学機関別認証評価の実施要綱について	評価機構評価事業部
15 : 45～16 : 30	3. 講演 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点と評価員の心構え	各地区講師
16 : 30～17 : 00	4. 質疑応答	各地区講師・評価機構
17 : 00	閉会	—

上の表に記載の通り、セミナーは 2 つの解説と講演、質疑応答で組み立てられている。各解説及び講演の概要を以下に引用する。

①解説 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準等について

評価機構の担当者が解説。認証評価のしくみ、基準別の評価ポイント、自己評価報告書の構成や読み方、評価機構が指定するデータの内容などを、配付した資料を示しながら解説した。判定の判断例、基準やデータの昨年度との変更点なども示した。

②解説 大学機関別認証評価の実施要綱について

評価機構の担当者が解説。評価のスケジュールや調査報告書提出までのプロセス、書面調査・実施調査といった語句の説明及び実施内容などを解説した。実地調査の現場で撮影した写真をスライドで示すなど、上記1の解説より具体的な内容とした。

③講演 大学機関別認証評価を行うにあたっての留意点と心構え

評価機構が依頼した3人の評価員経験者が講演。北海道地区では日本大学文理学部教授・羽田積男氏、東北・関東地区及び中国・四国・九州・沖縄地区は桜美林大学大学院教授・船戸高樹氏、中部・関西地区は日本福祉大学常任理事・篠田道夫氏が、それぞれ独自の資料を使って講演した。

上記のうち解説①・②は同機構が実施する認証評価に関する説明が中心である。これに対して講演③は、同機構に特化した内容というよりも第三者評価に係る評価者に広く参考となる内容で、引用文献には、3名の講演者の講演内容が子細にまとめられている。それぞれの詳しい内容については引用文献を参照されたい。

6.4.5.3. 評価の留意点・心構え等に関する指摘

引用文献の講演録には、評価の実務を行う評価者にとって非常に参考となる指摘が多数含まれている。各講演の内容には、評価者のスキル要件の検討及び育成カリキュラムの検討に際して参考になる情報や示唆が多く含まれている。紙幅の都合から、それら個々の指摘を引用することはできないが、例えば、評価員の心構えとして「評価員は検査官ではない。同じ仲間である点を踏まえた質問の仕方、態度に留意する」「それぞれ独立した担当委員として、自ら資料を確認し、読み込み、評価し、質問し、まとめを執筆する」といった篠田氏の指摘、また「半年に亘る長期戦であり、ボランティアとしての使命感をもって臨む」という船戸氏の指摘は、評価員としての基本的で、かつ極めて重要な姿勢を明確にしている。また、書面調査の実施に関する留意点として示されている「外部からみて「優れた点」に学内関係者が気づいていないことがある。この点を正しく評価する。逆に「弱み」は学内評価で小さく見せようとすることがある。「弱み」を認識し改善に向けた取組の姿勢があるかどうかを確認する」などは、適切な調査を行う上での重要な観点である。その他、訪問調査の実施や第三者評価報告書の作成などについても、具体的で参考となる見解が示されている。

このような数々の指摘は、これから第三者評価の実務に携わる教職員や、現在携わってい

る評価員にとっても大いに参考となる内容である。

6.4.5.4. 特徴等

セミナーの講演者による留意事項等の指摘は具体的かつ実践的で参考になる点が多い。

評価員としての基本的な姿勢については、ピア・レビューの原則の遵守やチームワークの重視、守秘義務の遵守等が挙げられている。

調査の実施では、書面調査（自己評価報告書の読み込み）の重要性、評価基準に照らした評価の実践等が指摘されている。評価の公平性や客観性を担保する上で、評価基準の範囲から逸脱しないことが基本原則であることが複数の観点から強調されている。

評価員に求められる能力に関しては、評価基準に対する精通、認証評価制度や高等教育の関連法規の理解、受審大学に対する理解といった知識、自己評価報告書を読み関連資料・データとの関連付けや分析を行うスキル、効率的に的確なインタビューを行うスキル、評価員同士で意見を交わすディスカッションやグループワークのスキル、第三者評価報告書を作成するドキュメンテーションのスキルなどが挙げられている。

（出典）

□財団法人日本高等教育評価機構（当時）：『認証評価に関する調査研究』（2007年3月）

http://www.jihe.or.jp/publication/pdf/research_report/h18_monka_jigyoku.pdf

6.4.6. 日本技術者教育認定機構「審査講習会・審査員研修会」

6.4.6.1. 概要・狙い

一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）は、国際的に通用する技術者の育成を目的として大学等の高等教育機関の工農理系学科で行われている技術者教育の認定を行う組織で、その設立は1999年である。

JABEEの認定制度は任意の第三者認定制度で、その審査は工農理系学協会と連携して実施されている。審査の大きな特徴は、教育機関ではなく、教育機関が実施している教育プログラムの内容と水準が国際的に通用する技術者教育として適切かどうかという視点に基づく認定という点にある。

JABEEの認定では、技術者教育では国際的な同等性の確保が重要という考えから、技術者教育認定の国際的枠組みに加盟している。具体的には、エンジニアリング分野ではワシントン協定、情報分野ではソウル協定、建築分野ではUNESCO-UIAに加盟し、それらの協定の考え方に準拠した基準による審査を実施している。

6.4.6.2. 教育プログラムの審査

認定審査の手順は、自己点検書の評価（書面調査）と実地調査（訪問調査）であるが、他の第三者評価と異なるのが、技術者育成の教育プログラムが審査の対象とされている点である。ここでは、以下の項目を主なものとして審査が実施される。

教育プログラムに対する審査の項目

- ①学習・教育目標（基準1および分野別要件で要求される知識・能力）
- ②学習・教育の量
- ③教育手段
 - － 入学者選抜方法（目的・目標を達成するために必要な資質を持った学生を入学させる方法、編入生の既修得単位に対する互換性評価法）
 - － 教育方法（学習・教育目標との対応、科目の位置付け、教育方法、成績の評価方法）
 - － 教育組織（目標を達成するために必要な教員数、教員の質的向上を図る仕組み、教員の教育活動に関する評価法、教員のコラボレーションネットワーク組織）
- ④教育環境（施設・設備、財源、勉学への支援体制）
- ⑤学習・教育目標達成度の評価と証明（目標達成度の評価基準とそれに基づく評価、総合的な達成度評価、厳密な成績管理）
- ⑥教育改善（自己点検システム、教育手法や教育環境の改善活動）

6.4.6.3. 審査員

(1) 審査員の規定

JABEE の認定では、工農理系学協会の会員が、大学等の高等教育機関の技術者教育プログラムの審査を行う。審査員となるためには、JABEE の正会員学協会主催の「審査講習会」、JABEE 主催の「審査員研修会」の受講が必要と定められている。

(2) 審査員・オブザーバーの資格要件

審査チームには「審査講習会」または「審査員研修会」を受講した者のみが、オブザーバー（審査員になるための研修者）として参加することができる。オブザーバーの経験を経て、審査員になる。

JABEE では、このオブザーバー（研修者）と審査員の資格要件について次のように規定している。

○オブザーバーの資格要件

- 1) 原則として JABEE の正会員である学協会の会員であること。
- 2) 当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- 3) 当該分野の学士課程における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- 4) 学士課程プログラム用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」および「自己点検書」の内容を理解していること。
- 5) 審査員になるために必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、オブザーバーとしての倫理を十分にわきまえていること。
- 6) 審査員になるための十分な意欲を持ち、JABEE が主催する研修会、あるいは正会員学協会が主催する JABEE が承認した審査講習会に参加して、適切な訓練を受けていること。

○審査員の資格要件（学士課程の教育プログラム審査）

- 1) 原則として JABEE の正会員である学協会の会員であること。
- 2) 原則として 40 歳以上で、当該分野に対して適切な専門能力を有すること。
- 3) 当該分野の学士課程における技術者教育に詳しく、その継続的改善に熱意を持っていること。
- 4) 学士課程プログラム用の「認定基準」、「認定基準の解説」、「認定・審査の手順と方法」、「審査の手引き」、「自己点検書作成の手引き」および「自己点検書」の内容に精通していること。
- 5) 審査員に必要な分析能力とコミュニケーション能力を有し、審査員倫理を十分にわきまえていること。
- 6) 審査員としての十分な意欲を持ち、JABEE が主催する研修会、あるいは正会員学協会が主催する JABEE が承認した審査講習会に参加して、適切な訓練を受けていること。
- 7) 原則として、新規審査、認定継続審査または変更時審査のオブザーバーとしての経験が 1 回以上あること。なお、最近 5 年以内に審査長、審査員またはオブザーバーの経験を有することが望ましい。

6.4.6.4. 内容

上記の通り、審査員となるための講習会は学会・協会が主催するものと JABEE が主催するものがある。

以下に、学会の主催による審査講習会・受審校向け講習会の内容を引用する。講習会例①

は受審校向けの内容も含まれており、講習会例②以降は審査員（研修者）のみが対象となっている。

図表 6.16 審査講習会の例

講習会例①（2015 年 11 月） 主催：電気学会・電気通信学会・情報処理学会	
09:30～10:00	受付（登録・資料確認）
10:00～10:10	本講習会の位置付けと講習会後の資格
10:10～10:45	認定制度の考え方と基本方針
10:45～11:30	認定基準の解説
11:30～12:15	認定・審査の手順と方法
12:15～13:00	昼食・休憩
13:00～13:45	自己点検書
13:45～14:30	プログラム点検書・審査報告書
14:30～15:15	審査の手引き(前半)
15:15～15:25	休憩
15:25～15:55	審査の手引き(後半)
15:55～16:10	審査チームの構成と倫理規定
16:10～16:55	認定・審査に関する質疑応答
16:55～17:00	休憩
17:00～17:45	受審に関する留意点
17:45～18:30	受審に関する質疑応答
18:30	解散
講習会例②（2016 年 4 月） 主催：電気学会・電気通信学会・情報処理学会	
09:10～09:20	受付・資料配布
09:20～10:10	JABEE の最新動向
10:10～11:00	JABEE 認定制度の考え方と基本方針
11:00～12:00	「認定基準」の解説ならびに分野別要件
12:00～13:00	昼休み
13:00～13:50	認定・審査の手順と方法
13:50～14:40	自己点検書
14:40～14:50	休憩
14:50～15:40	プログラム点検書・審査報告書
15:40～16:30	審査の手引き
16:30～17:20	審査チームの構成と倫理規定
17:20～18:00	質疑
講習会例③（2016 年 9 月） 主催：日本機械学会	

JABEE の新人審査員研修フォーラム	
第一部 JABEE 認定審査	
09:30～10:30	JABEE 認定制度について
10:30～11:30	認定基準と分野別要件
11:30～12:30	討論Ⅰ（昼食）
12:30～13:30	審査項目の構成と審査
13:30～14:30	認定審査の実際
14:30～15:00	討論Ⅱ
15:00～15:15	休憩
第二部 工学教育の学習達成度評価	
15:15～15:45	チューニングによる大学教育のグローバル質保証
15:45～16:15	テスト問題バンクの取組について
16:15～17:00	パネル討論
※「JABEE 認定制度について」から「審査項目の構成と審査」までは JABEE 共通資料により実施。「審査の実際」は日本機械学会が企画。	

（出典）

- 一般財団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）：「JABEE 審査チームの構成と倫理規定 2013 年度版」 www.jabee.org/public_doc/download/?docid=1707
- 一般社団法人電気学会：「日本技術者教育認定制度（JABEE）審査講習会・受審校向け講習会」 http://www.iee.jp/?page_id=12773
- 一般社団法人電気通信学会：「JABEE 審査講習会」 <http://www.ieice.org/jpn/jabee/kenshukaishousai.html>

6.4.7. 短期大学基準協会「初任者研修・評価員全体研修」

6.4.7.1. 概要

一般財団法人短期大学基準協会は、短期大学の認証評価を行う認証評価機関で、平成 17 年度から第三者評価を開始している。その目的と基本方針は、教育の質の保証と短期大学の主体的な改革・改善の支援である。

同協会では、会員校に対して、入学定員規模に応じた評価員候補者の推薦・登録を依頼する共に、評価員候補者及び評価員に対して研修を実施している。

図表 6.17 評価員の推薦規定

入学定員規模別短期大学	推薦人数（原則）
99 人以下の短期大学	1 名以上
100～199 人の短期大学	2 名以上
200～300 人の短期大学	3 名以上
301 人以上の短期大学	4 名以上

また、同協会では会員校に対して ALO の配置を求めている。ALO とは「Accreditation Liaison Officer」の略で「第三者評価連絡調整責任者」をさしている。ALO は、評価を受ける大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料の選別・作成、学内調整、協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等について中心的な役割を担う責任者である。

ALO の要件として、同協会は「原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有する方の任命」と定めている。

なお、この ALO を対象とする研修会も実施している。

6.4.7.2. 内容

同協会が実施する評価員対象の研修会は、初任者対象研修会（半日）と評価実務の経験者を含む全体研修会（1 日）からなる。以下に、初任者研修会・全体研修会の平成 28 年度の実施内容を引用する。

図表 6.18 初任者対象研修の実施内容

12:00～	受付開始
12:45～13:00	事務連絡
13:00～14:00	開会 挨拶 第三者評価及び短期大学評価基準について 原田博史（第三者評価委員会・委員長）
14:00～14:40	評価員の役割について 川並弘純（第三者評価委員会・委員）
14:40～15:00	質疑応答
15:00～15:15	休憩
15:15～15:40	評価様式の取り扱い・事務的な留意事項について 桜井一江（短期大学基準協会・事業課長）
15:50～16:35	短期大学設置基準等について 文部科学省高等教育局
16:35～16:50	質疑応答

図表 6.19 評価員全体研修会の実施内容

9:15	受付開始
9:45～10:00	事務連絡
10:00～10:10	開会 挨拶 関口修（短期大学基準協会・理事長）
10:10～11:00	平成 27 年度第三者評価における課題と平成 28 年度第三者評価の留意点について 原田博史（第三者評価委員会・委員長）
11:00～11:40	基準別評価票の作成について 麻生隆史（第三者評価委員会・副委員長）
11:40～12:05	基礎資料について 桜井一江（短期大学基準協会・事業課長）
12:05～12:20	移動
12:20～14:40	昼食・評価チーム打ち合わせ
14:40～15:05	書面調査・訪問調査の留意事項について 竹田貴文（短期大学基準協会・事務局長）
15:05～15:45	財務諸表の見方について 森本晴生（第三者評価委員会・委員）
15:45～16:25	質疑応答
16:25～16:30	閉会 挨拶 原田博史（第三者評価委員会・委員長）

6.4.7.3. 特徴等

短期大学基準協会の研修の特徴は、評価員未経験者を対象とする初任者研修と経験者を含む評価員全員を対象とする全体研修が設けられている点である。

半日で設定されている初任者研修の内容は、第三者評価基準、評価者の役割、短期大学設置基準に関する説明で構成されている。評価基準とそれに基づく評価者としての役割の理解に重きが置かれている。

一方、全体研修は、評価チームの打ち合わせや書面調査・訪問調査の留意事項など、より実務的な内容で組み立てられている。平成 27 年度の第三者評価の課題と平成 28 年度の第三者評価の留意点というテーマも設定されており、前年度の活動を踏まえた内容となっている点も特徴的である。

（出典）

□一般財団法人短期大学基準協会：『短期大学基準協会 第三者評価要綱』

http://www.jaca.or.jp/assets/files/2-1_jigyo/3_yoshiki/h29/1_h29_yoko.pdf

□一般財団法人短期大学基準協会：「第三者評価の概要」

<http://www.jaca.or.jp/service/evaluation/outline.html>